

那覇市公報

第 1 6 5 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○指定緊急避難場所の指定（総務課）…………… 936

○指定避難所の指定（総務課）…………… 938

◇ 公 告 ◇

○平成26年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 940

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 964

○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）…………… 964

○会議開催の公告について（商工農水課）…………… 966

○指定管理者の募集について（商工農水課）…………… 967

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 969

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 970

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 971

◇ 監査委員公表 ◇

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）…………… 972

告 示

那覇市告示第 279 号

平成 27 年 9 月 15 日

指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

指定緊急避難場所一覧

番号	避難場所	所 在 地	災害種別ごとの適否	
			津波 洪水 高潮	土砂災害(急傾斜地・ 地すべり・土石流)
	本庁地区			
1	松 尾 公 園	松尾2-16	○	○
2	中 央 公 園	樋川1-15	○	○
3	松 山 公 園	松山1-17	○	○
4	緑ヶ丘公園	牧志1-4	○	○
5	天久ちゅらまち公園	天久1-3	○	○
6	新 都 心 公 園	おもろまち3-2-1	○	○
	真和志地区			
1	与 儀 公 園	寄宮1-1	○	○
2	真 嘉 比 西 公 園	真嘉比2-7	○	○
3	真 嘉 比 南 公 園	真嘉比1-19	○	○
4	真 嘉 比 中 央 公 園	真嘉比3-16-1	○	○
	首里地区			
1	虎 瀬 公 園	首里赤平町2-68	○	○
2	末 吉 公 園	首里末吉町1-3-1	○	○
	小禄地区			
1	高 前 原 公 園	高良2-5	○	○
2	小 禄 金 城 公 園	金城3-2-1	○	○
3	田 原 公 園	田原3-4-1	○	○

那覇市告示第 280 号

平成 27 年 9 月 15 日

指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり指定避難所を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

指定避難所一覧

番号	避難所	所 在 地	災害種別ごとの適否		政令で定める基準の適否
			津波 洪水 高潮	土砂災害(急傾斜地・地すべり・土石流)	
本庁地区					
1	安謝小学校	安謝2-15-28	○	○	○
2	城岳小学校	楚辺2-1-1	○	○	○
3	壺屋小学校	牧志3-14-12	○	○	○
4	神原小学校	樋川2-7-1	○	○	○
5	開南小学校	泉崎1-1-6	○	○	○
6	泊小学校	泊2-23-9	○	○	○
7	天妃小学校	久米1-3-2	○	○	○
8	垣花小学校	山下町17-1	○	○	○
9	銘苅小学校	銘苅2-3-20	○	○	○
10	天久小学校	天久1-4-1	○	○	○
11	安岡中学校	銘苅3-10-26	○	○	○
12	神原中学校	桶川2-8-1	○	○	○
13	上山中学校	久米1-3-1	○	○	○
真和志地区					
1	大道小学校	字大道146-1	○	○	○
2	真嘉比小学校	字真嘉比1-17-1	○	○	○
3	松島小学校	古島2-30-12	○	○	○
4	真和志小学校	寄宮3-1-1	○	○	○
5	松川小学校	松川1-7-1	○	○	○
6	識名小学校	識名2-2-1	○	○	○
7	古蔵小学校	古波蔵1-33-1	○	○	○
8	与儀小学校	与儀1-1-1	○	○	○
9	松島中学校	古島2-11-2	○	○	○
10	真和志中学校	字大道158	○	○	○
11	石田中学校	繁多川5-17-1	○	○	○
12	寄宮中学校	長田1-13-65	○	○	○
首里地区					
1	城西小学校	首里真和志町1-5	○	○	○
2	城北小学校	首里石嶺町1-162	○	○	○
3	城東小学校	首里石嶺町2-74-1	○	○	○
4	大名小学校	首里大名町1-49	○	○	○
5	石嶺小学校	首里石嶺町4-360-8	○	○	○
6	首里中学校	首里汀良町2-55	○	○	○
7	城北中学校	首里石嶺町1-112	○	○	○
8	石嶺中学校	首里石嶺町2-109	○	○	○
小禄地区					
1	小禄小学校	字小禄1150	○	○	○
2	高良小学校	高良2-12-1	○	○	○
3	金城小学校	金城4-3-1	○	○	○
4	宇栄原小学校	字小禄1066	○	○	○
5	小禄南小学校	小禄4-14-1	○	○	○
6	さつき小学校	宇栄原1-12-1	○	○	○
7	金城中学校	金城4-4-1	○	○	○

公 告

那覇市公告第 286 号

平成 27 年 8 月 31 日

掲 示 済

平成 26 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 26 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

<人事行政の運営等の状況について>

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 26 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 その他市長が必要と認める事項
- 10 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499

FAX098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- （1）市 長 ：市長を任命権者とする市長の事務部局
- （2）議 会 ：市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- （3）選 管 ：選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- （4）監 査 ：代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- （5）教 委 ：教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- （6）消 防 ：消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- （7）水 道 ：上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- （1）部長級 ：政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等
- （2）副部長級：副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- （3）課長級 ：課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等
- （4）主幹級 ：主幹、館長、消防司令、専門主幹等
- （5）主査級 ：主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等
- （6）主任級 ：主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- （7）主事級 ：主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(H26.4.1～H27.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		41	0	0	0	15	7	2	65
昇任者数	部長級	2	1	0	0	1	0	0	6
	副部長級	9	1	0	0	2	1	0	13
	課長級	24	1	0	0	1	0	1	27
	主幹級	29	0	0	0	5	2	2	38
	主査級	39	0	1	0	5	8	3	56

(単位：人)

イ 退職者数(H26.4.1～H27.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		39	1	0	1	9	4	6	60
内訳	定年	18	1	0	0	7	3	4	33
	勸奨	8	0	0	1	1	0	1	11
	その他	13	0	0	0	1	1	1	16

(単位：人)

※ 退職の勸奨は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員に対し行っています。

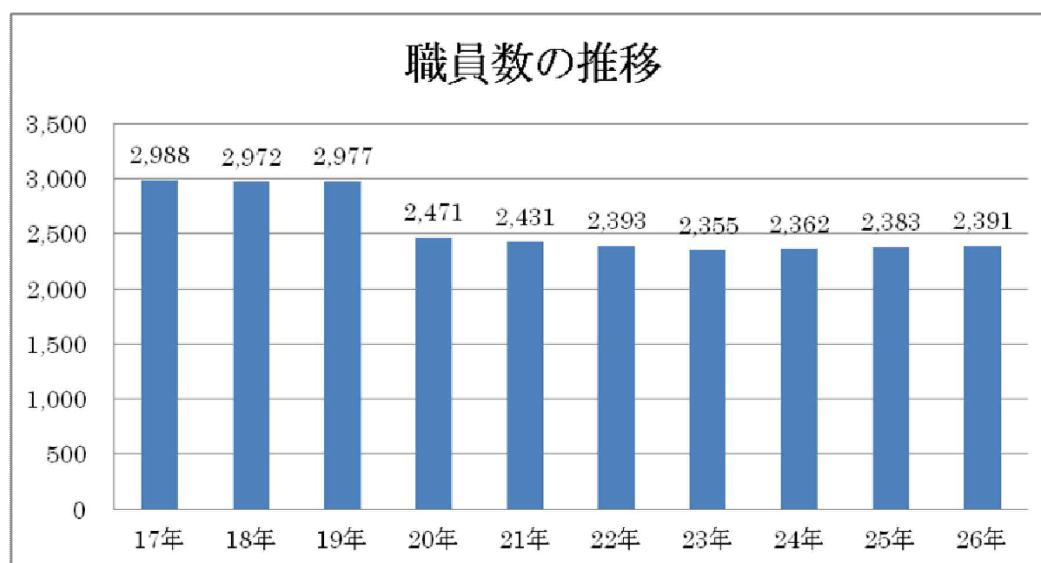
(2) 職員数に関する状況

職員数（平成26年4月1日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	28	1	1	1	4	4	2	41
	課長	108	4	1	5	20	7	13	158
	主幹	171	6	1	2	28	24	21	253
	係長	292	6	3	0	98	75	39	513
	係員	872	2	2	0	279	159	91	1405
計		1487	20	8	8	431	270	167	2391
H27年4月現在の職員数		1490	19	8	8	426	270	166	2387

（単位：人）

※ 職員数には、退職派遣職員も含まれます。



（単位：人）

※ 各年4月1日現在。

※ 平成20年4月1日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成26年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(ア) 日程

- 7月25日 新聞公告
 9月21日 第1次試験
 10月14日 第1次試験合格発表
 11月 8日・9日 第2次試験
 12月 3日 最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験 種類	試験区分	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験 率(% B/A× 100)	一次 合格 者数	最終 合格 者数 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿 登載者の状況		
								採用 者数	辞退 者等 数	未採 用者 数
行政 職Ⅰ	上級行政	744	564	75.8	47	20	28.2	18	2	0
	中級行政	129	93	72.1	7	3	31.0	3	0	0
	初級行政	109	90	82.6	7	3	30.0	3	0	0
行政職Ⅱ（学芸員）		41	32	78.0	10	1	32.0	1	0	0
上級土木		42	19	45.2	6	3	6.3	3	0	0
上級建築		31	20	64.5	7	3	6.7	3	0	0
上級電気		41	33	80.5	6	2	16.5	2	0	0
上級機械		25	21	84.0	5	2	10.5	2	0	0
幼稚園教諭・保育士		147	126	85.7	13	4	31.5	4	0	0
保健師		55	47	85.5	10	4	11.8	4	0	0
消防 職	上級消防	88	66	75.0	9	2	33.0	2	0	0
	中級消防	88	64	72.7	8	1	64.0	1	0	0
	初級消防	84	68	81.0	9	1	68.0	1	0	0
行政職（身体障がい）		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,624	1,243	76.5	144	49	25.4	47	2	0

※ 採用候補者名簿登載者の状況は、平成27年4月1日現在

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（上級土木職・上級建築職）

(ア) 日程

- 5月16日 新聞公告
 6月15日 第1次試験
 6月30日 第1次試験合格発表
 7月13日 第2次試験
 7月31日 最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率(%) $B/A \times 100$	一次合格者数 (C)	最終合格者数 (D)	競争率 (倍) (B/D)	採用候補者名簿 登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
上級土木職 (A)	27	27	100	14	8	3.4	7	1	0
上級建築職 (B)	23	22	95.7	7	4	5.5	4	0	0
合 計	50	49	98.0	21	12	4.1	11	1	0

3 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
平成24年度	126,248,622	18,344,666	14.5%
平成25年度	125,973,318	17,707,031	14.1%
平成26年度	134,442,997	17,495,670	13.0%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 26 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 27 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 26 年 4 月分		平成 27 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,311	3,023	2,339	3,066
諸手当	扶養手当	1,079	209	1,093	203
	住居手当	821	256	861	259
	通勤手当	1,897	67	1,886	70
	時間外勤務手当	1,311	418	1,210	298
	休日勤務手当	329	164	282	197
	夜間勤務手当	206	53	207	62
	管理職手当	207	536	205	537
	特殊勤務手当	381	83	387	82
	期末手当＊	2,305	8,248	2,234	8,234
	勤勉手当＊	2,266	4,537	2,217	4,961
	地域手当	5	754	3	918
	単身赴任手当	0	0	0	0

初任給調整手当	5	2,632	4	2,532
教員特別手当	21	68	21	67

＊期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6月と12月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

平成 26 年 4 月現在 1,236 人

- ＊ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	172,200	184,200	172,200	184,200
短大卒	152,800	164,300	152,800	164,300
高校卒	140,100	148,500	140,100	148,500

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	250,727	303,990	357,028
短大卒	234,600	284,230	339,767
高校卒	205,900	243,875	311,267

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成26年 4 月	平均給料(俸給)月額	306,800円	335,000円
	平均年齢	41.2歳	43.5歳

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

(7) 配偶者……………13,000円

(イ) 配偶者以外の扶養親族……………6,500円

※配偶者のいない場合 …… (イ)のうち1人については11,000円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額5,000円を加算

イ 住居手当

(7) 月額 12,000円を超える家賃の支払者…家賃額により最高 27,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、24,500円

計算式 (家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※ 平成25年4月1日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(7) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～24,500円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(7) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※ 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までです。

(イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	職員数（人）	一人当たり支給年額(円)
平成24年度	423,388	2,052	206,329
平成25年度	425,637	2,066	206,019
平成26年度	420,953	2,061	204,247

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

部長	76,500 円	参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円	副参事	46,500 円

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.4%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）		93,600円
手当の種類（手当数）		20種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225月分	0.675月分	1.9月分
12月期	1.375月分	0.825月分	2.2月分
計	2.6月分	1.5月分	4.1月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 15%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額23,000円～68,000円です。

※平成27年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額5,000円～11,700円です。

(5) 退職手当の状況**ア 勤続年数ごとの支給割合**

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.43月分	29.287月分
勤続25年	33.4月分	39.631月分
勤続35年	47.358月分	56.829月分
最高限度額	56.829月分	56.829月分
定年前早期退職特例措置2%～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成24年度	9	97	4,357	24,721	11.5	36.0
平成25年度	10	71	6,694	24,235	13.5	36.0
平成26年度	13	43	4,697	23,648	12.7	34.7

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 26 年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

（休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで）

(ウ) 週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況(H26.4.1～H27.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.1	14.4	18.8	17.5	13.1	16.8	16.6	16.0
行使率(%)	75.5	71.8	93.8	87.5	65.3	84.2	83.1	80.2

※行使率は平均行使日数／20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分（最大 20 日）を含む。

イ 夏期休暇（5 日）の行使状況(H26.4.1～H27.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.8	4.9	5.0	5.0	4.6	4.9	4.7	4.8
行使率(%)	96.0	98.0	100	100	92.0	98.0	94.0	96.9

※行使率は平均行使日数／5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況(H26.4.1～H27.3.31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	101	0	1	0	26	10	21	159
出産休暇	24	0	0	0	17	0	5	46
育児休暇	7	0	0	0	1	0	3	11
子の看護休暇	262	0	4	0	61	97	47	471
介護休暇（無給）	1	0	0	0	0	0	0	1

(単位:人)

※ 私傷病休暇の状況は、5日以上 の長期間にわたる場合のみです。

(3) 育児休業等の取得者数の状況(H26.4.1～H27.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	57	0	0	0	22	0	8	87
	計	58	0	0	0	22	0	8	88
部分休業	男	1	0	0	0	0	1	0	2
	女	14	0	0	0	3	0	8	25
	計	15	0	0	0	3	1	8	27

(単位:人)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 26 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	45	0	0	0	7	0	1	53

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 26 年度は 3

件でした。（※臨時・非常勤職員は含めない。）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	1	0	1
減給	1	0	0	0	0	0	1	2
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 26 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H26.4.1～H27.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除 許可職員 数	293	0	0	0	70	3	165	531

※ 健康診断（人間ドックを含む。）等は、除いています。（単位：人）

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 26 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H26.4.1～H27.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等 従事許可件 数	65	0	0	0	13	11	2	91

（単位：件）

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況

ア 平成 26 年度職員研修実施状況

	研修名	対象者	目的	主要科目 (研修内容)	実施回数	修了者
基本研修	新採用職員研修 (前期)	平成26年度4月1日採用職員及び前年度中途採用職員	1. 地方公務員としての意識の確立を図る。 2. 那覇市職員として必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させ、職場への適応力を養う。 3. 同期職員とともに、先輩職員の講義を受講することで、新採用職員としてのモチベーションを高め、那覇市職員としての気概を育む。	市長講話 職員としての心構え 地方公務員制度 服務・休暇 給与のあらまし 安全衛生・福利厚生 職員研修の考え方 那覇市の組織と役割 ISO9001について 接遇 予算のしくみ 環境の基礎講座 ところとからだの健康管理 スタート！生活習慣病予防 那覇市の地域福祉について 那覇市の防災行政 那覇市の歴史と文化 市民との協働 男女共同参画推進事業 先輩職員と語る 那覇市の情報システム 情報セキュリティ 基幹システム 職員ポータル 電話システム 文書事務のあらまし 文書管理システム	1	67
	新採用職員研修 (後期)	平成26年度4月1日採用職員および前年度中途採用職員	1. 職務執行に必要な基礎的知識等の習得、職務遂行能力の向上を図る。 2. 採用から現在までを振り返り、仕事に対する取組み、心得等の再点検、今後の自己啓発の動機づけを行う。	メンタルヘルス 文書事務 地方自治制度 条例・規則 人事課長講話 那覇市の都市計画 公務員倫理	1	62
	現任職員研修 (3年目)	採用3年目 (平成24年度採用職員、前年度中途採用職員)	採用3年目職員に対して、 ①自ら考え行動しようとするやる気・元気の動機づけを促す。 ②職務遂行に必要な基礎的知識の深化を図る	やる気元気向上委員会	1	81
				地方自治制度 メンタルヘルス	1	93
	現任職員研修 (6年目)	採用6年目 (平成21年度採用職員)	採用6年目職員に求められる基本的な法務の理解と那覇市のまちづくりの方向性の意識付けを図る。	法制執務 那覇市の総合計画 メンタルヘルス	1	66
	現任職員研修 (9年目)	採用9年目 (平成18年度採用職員)	中堅職員としての役割と責任の再認識、業務に対する実務力の深化を図る。	政策形成（沖縄の自治） 行政手続制度（法・条例）	1	35
	新任主査級研修	平成26年4月1日に主査（相当職含む）に昇任した職員および前年度未修了者	新任主査職員に求められる ①現場リーダーとしてのマネジメントスキルの強化を図る。 ②組織の中核としての役割を認識し、円滑な職務遂行に必要な知識の深化を図る。	現場リーダーに求められるマネジメント力（タイムマネジメント）	1	63
				議会との関係 メンタルヘルス 民法（債権・物権）	1	50

新任主幹級研修	平成26年4月1日に主幹(相当職含む)に昇任した職員および前年度未修了者	課長を補佐するための ①監督職に求められるリーダー力を養成する。 ②適正確実な業務遂行に必要な知識や能力の深化を図る。	監督職に求められるリーダー力 (リスクマネジメント)	1	38
			那覇市個人情報保護条例 政策法務	1	40
グループ長研修	グループ長 通算経験3年未満の職員(副参事を除く)	①リーダーに求められるマネジメント能力としてコーチングスキルを習得し、グループの活性化を図る。 ②リーダーとして、公正、公平かつ円滑に事業を執行するための役割認識、職務遂行に必要な知識の深化を図る。	監督職に求められるリーダー力 (コーチングを活用した部下育成と組織力強化)	1	24
			出納事務(支出審査) 監査事務について	1	25
新任課長級研修	平成26年4月1日に課長(相当職含む)に昇任した職員および前年度未修了者	新任課長(管理者)に求められるリーダーとしての業務管理、部下指導・育成、目標管理、リスク管理の知識や技術を習得を目指す。	管理職に求められるマネジメント (組織・業務・危機管理・人事評価)	1	24
管理職員特別研修 (課長級以上)	課長(相当職を含む)以上の管理職員	管理職員の意識啓発と知識の習得を図る。	市長講話 課題事項の解決に向けて ～国保の財政支援要請の事例に学ぶ～ 沖縄の優位性と那覇のまちづくり	1	180
実務研修	財務会計研修Ⅰ (物品会計事務、契約)	①物品会計に関する基礎知識を習得することで、事務の適正な執行と能率の向上を図る。 ②契約事務について理解を深め、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	講義	1	76
	財務会計研修Ⅱ (出納事務)	収入支出事務に関する基礎知識を習得することで、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	講義	1	98
	財務会計研修Ⅲ (予算決算事務等)	予算・決算、流用・使途変更、複数年契約に関する基礎知識を習得することで、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	講義	1	108
	文書事務研修 (公用文書)	文書事務および文書管理事務について理解を深め、文書作成能力の向上を図る。	講義・演習	1	44
	服務・旅費等基礎研修Ⅰ (服務、臨時・非常勤)	服務および福利厚生に関する基礎知識を習得することで、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	服務事務 共済組合	1	37
	服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生、共済組合、旅費事務)	臨時・非常勤職員および旅費事務に関する基礎知識を習得することで、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	安全・衛生 共済組合 旅費事務	1	33

専 門 研 修	法制執務研修	法規担当主 任および 希望者	条例、規則等の立案に必要な制定・ 改正技術及び法的知識を身につけ、 法制執務能力の向上を図る。	・法令の基本形式 ・法令用字、法令用語の使い方 ・例規改正の実務、演習 ・例規審査の実務、演習、 ・複雑な条文の読み方、 ・法令解釈の仕方 ・判例解釈	1	21
	接遇研修	希望者	市民応対の重要性を認識し、必要な 基本知識、技術および態度等を習得 することで、市民サービスにおけるコ ミュニケーション能力の向上を図る。	接遇全般 クレーム対応	1	23
	男女共同参画講座	希望者	コーチングの手法を活用した知識や 技術を習得して、組織内でのアサー ション（内面探究と自己表現力）の向 上を図る。	講義・演習	1	17
	成果の出る会議の進め方 講座	希望者	「議論の見える化」を意識し、会議 参加者の納得度を高め、結論に辿り 着くことのできる効率的な会議の設 計と進行の手法を学ぶ。	講義・演習	1	13
派 遣 研 修 （選 抜）	市町村職員中央研修所派遣 研修（市町村アカデミー）	全職員	・市町村が直面している重要課題を 適切に処理する能力を養成する。 ・特定行政分野における高度な事務 処理能力を養成する。	該当科目中の希望科目	-	16
	全国市町村国際文化研修 所派遣研修 （市町村国際文化アカデ ミー）	全職員	市町村が直面している行政上の課題 に関する現状、政策、事例等の多角的 な考察を通じて、当該課題に的確に対 応する能力の養成を図る。	該当科目中の希望科目	-	11
	公務能率（NOMA）派 遣研修	全職員	組織活性化のための職員研修の課題 等を学び、今後の業務に役立てる。	該当科目中の希望科目	-	1
	自治大学校派遣研修	主査級以上	幹部候補の養成。政策形成能力と行 政経営能力の養成を図る。	該当科目中の希望科目	-	1
	沖縄県自治研修所派遣研 修（沖縄県市長会委託）	全職員	沖縄県自治研修所が実施する研修に 派遣し、職務遂行能力の向上に役立 てる。	沖縄県自治研修所研修計画による	-	123
	キャリアアップ・フォー ラム派遣研修	全職員	一般社団法人 日本経営協会が実施す る研修（異業種交流）を通して、更な るキャリア開発の考え方を理解する。	一般社団法人 日本経営協会計画に よる	-	7

イ 平成 26 年度職場研修実施状況

各職場で主催した職場研修

職場研修全部局合計 （市立病院を除く）	実施回数	延べ参加人数	経費（報償費等）
	456 回	8,849 人	1,124,278 円

（2）職員の勤務成績の評定の状況

市長事務部局においては、地方公務員法第 40 条第 1 項に基づき人事評価（実績評価及び能力評価）を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換えに活用することとしています。他の任命権者においても、市長事務部局にならって実施、又は検討を行っています。

ア 人事評価の実施日程

平成 26 年度における市長事務部局の人事評価の実施日程は以下のとおりです。

目標設定面談 平成 26 年 5 月
 中間面談 // 8 月（管理職は 10 月）
 評価面談 平成 27 年 1 月

イ 評価対象者数

平成 26 年度において人事評価の対象となる職員数は、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,422	0	8	8	431	0	159	1,948
人事評価 の実施	実施	検討中	実施	実施	実施	検討中	実施	

（単位：人）

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象：学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者：1,547人
	消防	対象：全職員 受診者：172人
	上下 水道	対象：全職員(非常勤職員含む。臨時職員は 希望者) 受診者：140人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣 している現業職員 受診者：9人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：2人 対象：障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕健康診断	市長	受診者：5人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康 診断	消防	受診者：159人
⑥高気圧酸素業務者適 正検査	消防	受診者：48人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、土木管理事務所、 環境保全課、公園管理事務所、環境施設組 合の現業職員 受診者：112人

＊ 上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科2回3時間・精神科3回各3時間）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回 4時間 （嘱託栄養士）
市長 消防 教委	保健師 による 健康相 談	クリーン推進課	クリーン推進課職員
		図書館・公民館 等の巡回	公立図書館・公立公民館 学校給食センター
		保育所巡回	保育所、給食センター、療育センターの職 員（保育士、用務員、調理員等）
		消防職全職員	新規採用職員巡回健康相談（主にメンタル面） 消防学校初任教育入校生 5人 メンタルヘルス相談 30人
市長 教委	保健師 による 健康相 談	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果 などの一般相談、ケガや症状の対応、メン タル相談 実施人数：延べ 3,803件
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 471件
上下 水道	産業医による健康相談		対象：全職員（臨時・非常勤職員含む） 内容：医療全般

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者 メンタルヘル ス研修	新任主査	平成26年10月16日 「メンタルヘルスについて」 産業医 城所 望 受講者：51人
	②腰痛予防講 演会 -整形外科トレ ーナー	クリーン推進課、土 木関連部署、環境保 全課、那覇市・南風 原町環境施設組合 派遣の現業職、保育 所、給食センター、 その他希望者	平成26年8月25日 「腰痛予防について」 ～腰痛悪化・防止も含めたスト レッチの実践～ ロクト整形外科トレーナー 受講者：29人
	③熱中症対策 -保健師 計2回	クリーン推進課	平成26年5月9日 受講者：2回計 72人
	④生活習慣病 予防教室	・人事課の指名する 職員 ・希望者、所属長が 推薦する職員	平成27年3月5日 「ヘルシーメニューを学んで血 管を守ろう～CKD（慢性腎 臓病）を知る～」 沖縄県腎臓病協議会 副会長 及び 管理栄養士 2人 受講者：計87人
	⑤若年層 メンタルヘル ス研修 計4回	現任3年目職員 新採用職員 現任6年目職員 現任8年目職員	平成26年9月25日 平成26年10月1日 平成26年10月29日 平成26年12月17日 「アルコール&タバコは薬物で あり、メンタルヘルスとの関 連／アルコールの賢い楽しみ 方」 沖縄協同病院 精神科医 小松知己 受講者：4回計 257人

上下 水道	生活習慣病予 防研修	対象：全職員（臨時 ・非常勤職員含む）	○平成26年6月25日 バランスの摂れた食生活 28人 ○平成26年7月23日 沖縄の伝統的食事から長寿を考 える 35人 ○平成26年8月6日 職場のメンタルヘルス 31人 ○平成26年9月18日 ～10月21日：5日間 食による健康づくり教室 49人 ○平成27年3月2日 ～3月3日：2日間 平成26年度那覇市上下水道局 職員救命実務講習 148人
----------	---------------	------------------------	--

(2) 職員厚生会の事業 ★H26 と変更なし

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第42条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。	
施設事業	職員会館及び職員駐車場の管理	
補助事業	文体育成費	代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	厚生会売店（本庁者・銘苅庁舎）の運営及び商品代立替を実施	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額額の1,000分の6、市負担金率が職員の給料総月額額の1,000分の4となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数（H26.4.1～H27.3.31）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員	11	0	0	0	1	1	0	13
	(内臨時職員)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	非常勤職員	3	0	0	0	8	0	0	11
	(内労災分)	(3)	(0)	(0)	(0)	(8)	(0)	(0)	(11)
計		14	0	0	0	9	1	0	24
通勤災害	常勤職員	1	0	0	0	1	2	1	5
	(内臨時職員)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	非常勤職員	3	0	0	0	1	0	0	4
	(内労災分)	(3)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(4)
計		4	0	0	0	2	2	1	9
合 計		18	0	0	0	11	3	1	33

9 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

10 公平委員会の業務の状況について

- (1) 平成 26 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 0 件 未処理 0 件

- (2) 平成 26 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 295 号
平成 27 年 9 月 2 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 296 号
平成 27 年 9 月 2 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

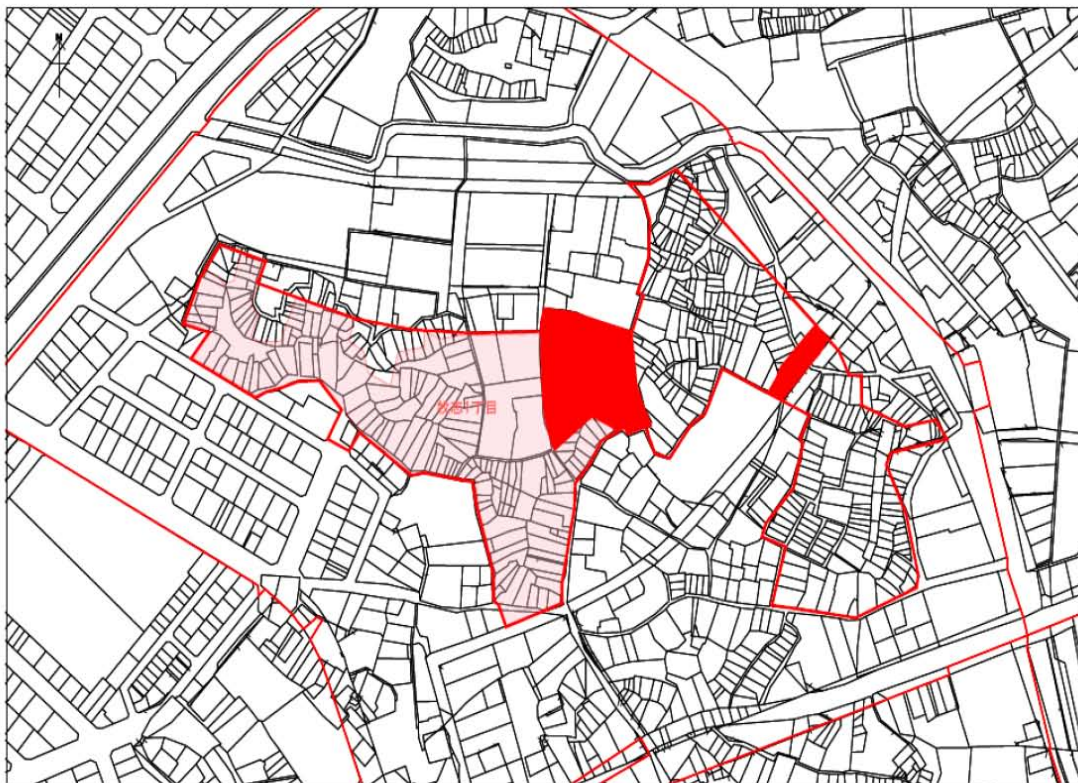
記

公園の名称	緑ヶ丘公園
公園の位置	那覇市牧志地内
供用開始の期日	平成 27 年 9 月 15 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 321 号
平成 27 年 9 月 15 日

会議開催の公告について

次のとおり、会議を開催しますので、那覇市の会議の公開に関する指針6（2）により、公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 会議の名称 那覇市ぶんかテンプス館運営審議会
- 2 開催年月日 平成 27 年 10 月 6 日（火）午後 2 時～午後 5 時
- 3 開催場所 那覇市ぶんかテンプス館 3 階会議室
- 4 議 題 那覇市ぶんかテンプス館指定管理者予定候補者選定
- 5 傍 聴 否（理由：那覇市の会議の公開に関する指針3（2）による）
- 6 意見提出 会議の議題について意見のある方は、平成 27 年 10 月 2 日までに、経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。
- 7 照 会 先 担当事務局 経済観光部商工農水課（TEL 9 5 1－3 2 1 2）

那覇市公告第 322 号

平成 27 年 9 月 15 日

指定管理者の募集について

地方自治法(平成 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号)第 2 条及び那覇市 IT 創造館条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 52 号)第 17 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日からの施設管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 名称及び位置

(1) 名称

那覇市 IT 創造館

(2) 位置

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

2. 選定の基準

(1) 那覇市 IT 創造館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が那覇市 IT 創造館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った那覇市 IT 創造館の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 那覇市 IT 創造館の設置目的を達成するために、十分な能力を有していること。

3. 管理の基準及び業務の範囲

那覇市IT創造館指定管理者募集要項及び那覇市IT創造館管理業務仕様書のとおり。

4. 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年)

5. 応募資格

指定期間中、那覇市IT創造館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体で次の事項に該当するものとする。個人での申請はできない。

(1) 法人その他の団体が単独で応募する場合

沖縄県内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はその他の
団体で主たる事業所を県内に有するもの

（2）共同企業体での応募の場合

代表団体を定めること。他の団体は、共同企業体構成員になる。

- ① 代表者：沖縄県内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はそ
の他の団体で主たる事業所を県内に有するもの
- ② 構成員：日本国内に登記簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はそ
の他の団体で主たる事業所を日本国内に有するもの
- ③ 共同企業体構成団体間で協定を結ばなければならない（※応募に関する
責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯して責任を負う
ものとする）。
- ④ 法人その他の団体は、複数の共同企業体に重複して応募することは出来
ない。

（3）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

（4）会社更生法（昭和27年6月7日法律第172号）及び民事再生法（平成11年12
月22日法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではな
く、かつ那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

（6）甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること（取得
若しくは取得見込みを含む）。※共同企業体においては、代表者、構成員のい
ずれか。

（7）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用
する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されているも
のでないこと。

（8）本市から指名停止措置を受けていないこと。

（9）国税及び地方税を滞納していないこと。

（10）本公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに
帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

6. 申請方法

（1）募集要項等の配布

※ 那覇市ホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からダウンロードする
こと。

平成27年9月29日（火）から平成27年11月2日（月）まで（土曜、日曜及び祝日を除
く）

配布時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）

（2）提出書類

那覇市 IT 創造館指定管理者募集要項のとおり。

(3) 申請書等の提出場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階

経済観光部 商工農水課 TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

7. 申請を受付する期間

(1) 受付期間 平成27年9月29日(火)から平成27年11月2日(月)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

那覇市公告第323号

平成27年9月15日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 開発許可年月日、番号及び指令番号

平成27年4月3日 第H25－協議01－02号 那覇市指令都建第701号

2. 開発区域に含まれる地域の名称

2工区 那覇市首里大名町一丁目49番地 他13筆

3. 公共施設

なし

4. 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那覇市泉崎一丁目1番1号

那覇市長 城間 幹子

5. 検査済証番号

平成27年8月13日 那都建第285号

6. 工事完了年月日

平成27年7月27日

那覇市公告第 324 号
平成 27 年 9 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 25 年 3 月 27 日 第 H24-026-1 号 沖縄県指令土第 357 号
2. 開発区域に含まれる地域の名称
1 工区 那覇市首里大名町三丁目 20 番ほか 2 筆
3. 公共施設
下水道、防火水槽
4. 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
5. 検査済証番号
平成 27 年 8 月 25 日 那都建第 318 号
6. 工事完了年月日
平成 27 年 8 月 13 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第7号

平成 27 年 9 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5, 0 5 1 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 8 4, 1 6 8 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 4 2, 0 8 4 人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

平成 27 年 9 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

那 覇 市

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合 計 (件数)			措置状況		
指摘	意見		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				改善取組中	70
			不要	—	49

第1号様式 (第3条関係)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	15	指摘事項	【補助金等の有効性】 補助金ことの適時的な成果指標を整備するための手段とし、補助金交付に交付目的を明確かつ具体的に（例、「～の活性化のため」）に定めることと、交付先に対して、補助事業等の実施に係る客観的なデータの提出を義務付けるなどの方法をとるべきである。	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の額に、各事業課へ補助金交付及び必要書類等の掲載資料を提出するよう依頼する。	平成27年度	—	改善取組中
2	企画調整課	16	意見	【補助金改革に関する実効性確保】 市の広報やホームページでの情報提供をはじめ、補助金交付の条件として情報公開を義務付けるなどの方策も検討すべきと考える。	要	—	—	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインに補助金の情報公開に関する事項を盛り込む。	改善済み
3	企画調整課	16	指摘事項	【補助金改革に関する実効性確保】 例えば、外部の第三者からもなる「補助金審査会」等を設置し、客観的評価を受けることも検討すべきである。	不要	—	—	—	—
4	企画調整課 観光課 福祉政策課	17	意見	【交付先団体の組織運営のあり方】 交付先団体は、(1) 団体の本来の設置目的に立ち戻り、当該団体にしかできない事業で公益性、公益性がより高い事業に集中していく方向で事業を整理することと、(2) 市との関係で、市が行うべき事業と団体の行うべき事業との役割分担の明確化の2つの観点で見直しを進めるべきである。	要	(企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画の比アラインの適正で、事業課に対して適切な補助金について、交付先団体が行うべき事業であるか、具体的な内容を検討する。 (観光課【要】) (一) 那覇市観光協会の業務について全体的に見直し、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいく。協会の業務が多岐にわたること、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。 (福祉政策課【不要】) 交付先団体においても意見の2つの観点でこれまで見直しが行われてきており、平成27年3月に策定した当市の地域福祉計画で役割分担を明確化している。今後連携を図り、事業の連携集中化及び役割分担の明確化を図っていく。	平成27年度	—	改善取組中
5	企画調整課	18	意見	【交付先団体の透明性確保と説明責任】 交付先団体において、事業の内容や成果について、市民へのよりいっそうの説明責任を重んじていくことが求められる。この結果、団体が事業を、市民の福祉向上に貢献していることが認められる場合には、市は、団体運営に必要な補助金は当然に行うべきである。	要	(企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画の比アラインの適正で、財務課等との必要書類を再検討のうえ、補助金の具体的な内容を明確化する。補助金の必要性を再検討のうえ、実施計画の策定により適正化を図る。 (福祉政策課【要】) 該当する団体へ補助金の保有目的等を確認し、その目的等が不適切であれば、平成28年度補助金の必要性や補助金額の減額を検討を行っていく。	平成27年度	—	改善取組中
6	企画調整課 福祉政策課 観光課 観光課 観光課 観光課	18	指摘事項	【団体等運営における補助金(預立金)の状況】 補助金を預ける団体がある団体については、ガイドラインに基づき、補助金の預け付けや規定などを調査し、調査結果などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべきである。	要	(ことみらい課【不要】) 那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、交付先の補助金等内部留保を制約とした適正利用の対象となる補助金は(団体運営費補助金)とされていることから、各補助金は次のように適正利用の対象外となる。 ① 私立保育施設等補助金は、市の委託業務とされている保育を市に代わって行っている社会福祉法人に交付される負担金であり、負担金の額も国が示す基準により決定されている。 ② 私立保育園に対する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市が政策的な判断に基づいて必要とする保育事業を広く実施するために拠出する経費等補助金となっている。	平成27年度	—	改善取組中
						(チャーターがんじやう課【不要】) 当補助金については規定のサービス料から利用者が負担する額を差引いた実質分を支出している。 また、補助金の交付に当たっては、当該事業課が指定施設入居者生活介護等を行う施設に交付される補助金は、指定施設に入居する者に対する生活介護等を行う施設に交付される。指定施設に入居する者に対する生活介護等を行う施設に交付される補助金は、指定施設に入居する者に対する生活介護等を行う施設に交付される。指定施設に入居する者に対する生活介護等を行う施設に交付される補助金は、指定施設に入居する者に対する生活介護等を行う施設に交付される。	—	—	—

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	外 部 監 査	改 善 措 置	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	市民スポーツ課 学校教育課	18	指摘事項	（上級団体等への車補助の検討） ガイドラインに基づき、上級団体等へ車補助する場合は、再補助の目的を明確にするとともに、上級団体等の資金使途に活用されているかどうかを把握し、上級団体等の資金使途に活用されている場合は、再度補助を行う必要があり、上級団体等への直接補助に切り換えることも検討する必要がある。	不要		改善計画又は改善が不要な理由 （市民スポーツ課【不要】） 上級団体（沖縄県体育協会）の事業内容は、スポーツの普及・振興、調査研究、県民体育大会の開催、国民体育大会への県代表の派遣等、果たす役割は大きく、負担金の使途については、公益性は高い。 負担金の額の適正化や交付方法については、上級団体（沖縄県体育協会）は那覇市体育協会と上級団体の双方が協議すべきであり、市が直接関係する性質のものではない。今後とも、適正に執行されているか確認を行うものとする。	—	—	—
8	企画調整課	19	意見	（経費報告書における決算書のチェック体制） 決算報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当等でも随時補助に検閲できるよう、統一した様式を設けてポイントのみの別紙として作成する方法なども考えられる。かなり困難な面もあるとは思われるが、会計の専門家のアドバイザーも限りがら工夫していただきたい。また、このような状況を踏まえて、会計の専門家を含めた第三者による例えば「補助金審査会」などを設置し、定期的な検閲を行うことが必要であろう。	要		改善計画又は改善が不要な理由 平成27年6月2日付けで財政課長より各所属長宛「補助金に係る適正な事務手続きの確保について（依頼）」通知済。 平成26年度算定の補助金に関するガイドラインの周知を図り、まずは、実施計画の際に補助金適正化チェックシートを活用して毎年度検閲を行う。	平成27年度	—	改善取組中
9	企画調整課 福祉政策課	19	指摘事項	（「定率補助」を原則とすること） 補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助金は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。	要		改善計画又は改善が不要な理由 《企画調整課【要】》 平成26年度算定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に押し付けの補助金について補助金適正化チェックシートを活用し補助対象経費や補助率を確認する。 《福祉政策課【不要】》 補助率が1/2を超えている補助団体については、当該団体の事業活動内容や財政状況等を踏まえた結果、ガイドラインのただし書きに基づき、当市の政策として、補助率1/2を超える補助金を交付している。	平成27年度	—	改善取組中
10	企画調整課 財政課	19	指摘事項	（負担金の見直し）① 法令、契約等に基づいて国、他の方公共団体（一部事務組合等含む）との特定事業から特別の利益を受けることに對して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通じた負担金の引き下げを要請する。	要		改善計画又は改善が不要な理由 《企画調整課【要】》 当該団体の設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。 《財政課【要】》 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。	平成27年10月	—	改善取組中
11	地務課 財政課	19	指摘事項	（負担金の見直し）② 各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てられるため構成団体から特別の費用を支出するものについては、市政運営上に支障がない場合は、税金（組合）については税額）する。また、税金が市政運営上、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通じた負担金の引き下げを要請する。	要		改善計画又は改善が不要な理由 《地務課【要】》 南城市町村会との調整及び本市関係課による事業内容や決算等の精査を行い、県政としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。 《財政課【要】》 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。	平成27年度	—	改善取組中

975

(平成26年度)										
ID	所管部署	頁番号	指議区分	指議事項又は意見の内容	改善の 必要性	外部監査改善措置				処理区分
						改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	票	実施日及び実施内容	
18	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) イ.財政基盤が安定している団体への補助 決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体にに対し、 残高理由なく繰上と補助金を交付し続けているケースが存在 した。また、補助対象団体における年度ごとの決算状況が 異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることな く、繰上と同じ金額の補助が継続しているケースが数見され た。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。 補助金適正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。 見合った効果があるか、毎年度検証を行う。	平成27年度	—	改善取組中	
19	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) ウ.団体運営費(人件費)補助について 安易な運営費補助(人件費補助)が継続しているケースが多 数見受けられた。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。芸術計画の アラインの過程で、事業費が個々の補助金について、団体運営費の人 件費等、具体的な内容を検証する。	平成27年度	—	改善取組中	
20	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) エ.補助率 補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とする規 定にもかかわらず、補助率が2分の1以内に抑えられている ケースは少数であり、補助率が2分の1を超える補助金が増 加と交付され続けており、それによって、補助金への依存が高 まり、補助対象団体の自立に向けた取組の運営を阻害してい ると思われるケースが多数存在した。	要	平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。 芸術計画の適正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。 補助金適正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。	平成27年度	—	改善取組中	
21	企画調整課 福祉政策課 ちやーがん じゅう課	27	指議事項	(法人全体の財務諸表) 一部の社会福祉法人には本市で所管するものと県庁等(広域)であるものが存在 し、県庁等法人においては県庁等が所管している。当該が所管する法人に おいては、法人全体の財務諸表を作成済みである。当該が所管する法人は2 社会福祉法人の協議会を保有する法人は毎年、それ以外の法人は2 年に一度行っているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人は見受 けられなかった。今後、そのような法人があれば是正を求める。	要	(企画調整課【要】) 平成26年度確定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。 実務計画要求の際に、必要な根拠資料として財務諸表の提出を求める。 (福祉政策課【不要】) 社会福祉法人には本市で所管するものと県庁等(広域)であるものが存在 し、県庁等法人においては県庁等が所管している。当該が所管する法人に おいては、法人全体の財務諸表を作成済みである。当該が所管する法人は2 社会福祉法人の協議会を保有する法人は毎年、それ以外の法人は2 年に一度行っているが、法人全体の財務諸表を作成していない法人は見受 けられなかった。今後、そのような法人があれば是正を求める。	—	—	—	
22	福祉政策課	28	意見	(財務諸表の会計監査の必要性) 現行法において、社会福祉法人への外部監査は義務ではない。 今後、ますます日本の高齢化が進むことに伴って、社会 福祉法人の公益性と社会的責任の重さが増すことが考えられ る。本市が管轄の社会福祉法人については、法人運営の透 明性を確保するため、本市独自でも外部監査を実施すること を求める必要があると思われる。	不要	社会福祉法の改正(平成29年度施行)により、政令で定める基準を超える規 模の社会福祉法人は、会計監査人を置くことになる予定。 当該が所管する社会福祉法人に対しては、8月に1回の外部会計監 査を受けることが望ましいことを指導監査時に指導指導する。	—	—	—	
23	福祉政策課 こどもみらい い課 ちやーがん じゅう課	28	意見	(監査制度が良好な団体等への補助金の見直し) 収益性が安定しており、財政基盤が健全な団体等につい ては、補助金交付の必要性につき再検討が必要である。	不要	(福祉政策課【不要】) 本市からの補助金は、法人の収益事業とは別の事業への補助であり、本市 からの補助は必要であると考ええる。 (こどもみらい課【不要】) 本市からの補助金に関するガイドラインによれば、 交付先の繰越金等内部留保を勘定とした運営判断の客観性となる補助金は、 「別表(事業補助)」とされていることから、各補助金は次のように運用判断の 対象外となる。 ① 私立保育所運営費補助金は、市の施設整備とされている保育所を市に代 わって行う社会福祉法人に交付される負担金であり、負担金の額が示す 基準により決定されている。 ② 私立保育園に対する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市 が政策的に必要と判断した保育事業を広く実施するために拠出する誘導型 補助金である。 (ちやーがんじゅう課【不要】) 収益者人ホームは、利用者を無償又は低額な料金で入所させることを目的と した施設であり、市が利用料の一部を補助することによって入所者の負担が軽減 されるものである。補助金を徴収することは、当該事業の運営と相違ない。 また、補助金については規定のサービス料から利用者負担する額を差引 いた差額を支払っている。	—	—	—	

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
24	福祉政策課 こどもみらい課 ちやーがん じゅう課	30	意見	(内部留保の観点) 調査結果から、ほぼ9割の団体先等(56件中51件が該当)で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただこれは、単に内部留保があるとの結果であり、現金預金等の資金の拠付けがあることとは別の話になる。なぜなら、多額の固定資産を保有している場合が想定されるからである。	要	(福祉政策課【要】) 内部留保金の保有目的等を確認し、補助金額の検討を行う。 (こどもみらい課【不要】) (意見の内容が、現金資産と固定資産の合計額が、補助金額を超えて留保されているという点であるとして、認可保育園運営する社会福祉法人は、原則として土地・施設等を自己保有することを要件として設立が認められているため、固定資産を保有していることが一般的でありまたその必要がある。これに加え、現金資産には施設の収容費用、退職金の積立資金などがあり、これらを合計すれば補助金の支出額を超えることはある。)。 (ちやーがんじゅう課【不要】) 当該事業所における繰越金については、特定施設入居者生活介護のサービス提供開始時に給付される介護保険料から成るものであり、これに列記経費体制上、役員報酬等の支出が少なく人員費等が33%と同様の事業所の平均44%と比較し大幅に抑えられるという自助努力によってもたらされたものである。平成27年度補助金においては、市の財政事情を鑑み減額を行ったところであり、今後とも市民の適正な執行を念頭に予算措置をしていく。	平成27年度	—	改善後組中
25	福祉政策課 こどもみらい課	33	意見	(社会福祉法人 さくら余の経常増減率率(△20.22%)について) 総常増減率率の分析の結果、表(2)より「社会福祉法人 さくら余」の経常増減率率△20.22%は、収益性の低い数値である。また、事業活動の増減率に占める割合として、人件費7.6%、次に事務費25.7%、続いて事業費15%で、当該三項目の集計で全体の収益を超過している。前年度も2期連続の赤字であるので、当法人を管理している本市は、収益増加または費用削減するよう、さらなる改善改善を求める必要がある。	不要	(福祉政策課【不要】) 建物の老朽化による保育所建物の修繕費が施工され平成25年度竣工した。この建替え事業における費用や新築取得財産の減価償却費等が事業活動計画に算入されているが、保育所運営に際しては保育士人件費など保育所運営費収入は増え、保育所運営に際しては費用繰りについては問題ないと考えている。	—	—	—
26	福祉政策課 こどもみらい課 ちやーがん じゅう課	33	意見	(収益性又は効率性が高い団体先における補助金交付の必要性について) 収益性が安定しており、財政基盤が健全であるならば、補助金を支給する必要性は低いと考える。	不要	(福祉政策課【不要】) (一)市議会議員会の平成25年度決算書において同年度の費用とされず、26年度決算書において計上された費用があることにより高い数字になっているが、修正後のものによる計算結果は収益性1.00%、効率性1.33%程度であり、「財政基盤が健全」とは言い難い状況にある。 (こどもみらい課【不要】) 那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、交付先の繰越金等内部留保を重点とした適格判断の対象となる補助金は「団体運営費補助金」とされていることから、各補助金は次のように適格判断の対象外となる。 ①私立保育園運営費負担金は、市の公共施設とされている保育を市に代わって行う社会福祉法人に交付される負担金であり、負担金の額も5割未満により決定されている。 ②私立保育園に對する特別事業補助金を初めとした一連の補助金は、本市が政策的に必要と判断した保育事業を広く実施するために拠出する誘導型補助金である。	—	—	—
27	福祉政策課	34	意見	(収益性がマイナスの団体先について) 赤字の経常増減率の団体先については、直ちに法人経営の存続を危ぶむおそれはないが、社会福祉法人を管理している本市の立場から、費用の削減等、さらなる改善改善を求める必要がある。	要	(福祉政策課【要】) 団体と協議しながら過去の支出状況等を検証し、費用削減策や自主財源の拡充を促める方法について検討する。 (福祉政策課【不要】) 社会福祉法人の指導監督を保育園運営法人は毎年、それ以外の法人は2年に1回行っており、赤字の法人に対しては経営改善を求めている。	平成29年度	—	改善後組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
28	福祉政策課 ちやーがん じゅう課	37	意見	(社会福祉法人の役員報酬等について) 理事長等の定款要項には一般職員の人事費だけでなく、理事等長などの役員報酬や施設長給与等の報酬も含まれているの事。本市が管理しており、かつ補助金を交付している団体先等に係る役員報酬等についても、不相当に高額でないかの検証をすることも必要である。	不要	(福祉政策課【不要】) 当該法人の役員報酬は一般職員の給料よりも低額であり、不相当に高額だとは判断されない。	—	—	—
29	観光課	38	意見	(社) 那覇市観光協会の自己収益比率 (72.46%) について 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2 団体に比べると依存度は高くないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。	要	(ちやーがんじゅう課【不要】) 決算資料において、役員報酬等の支出は少ない。さらに事務担当者及び顧問税理士にも当該報酬の支出がない旨確認済み。	平成29年度	—	改善取組中
30	観光課	39	意見	(一般社団法人、財団法人関係保存会の自己収益比率 (9.41%) について) 補助金と寄附金で収入の9割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎており、補助金や寄附金に頼りすぎている状態は悪い。また、団体の自立性を確保する観点から、参加料の徴収等により自主財源を確保する必要性がある。	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
31	観光課	39	意見	(社) 那覇市観光協会の自己収益比率 (0.01%) について 収益の内訳をみると、収入のほぼ全額が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金頼りの経営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ・商品等の販売等、団体の自主財源確保に取組むべきである。	要	平成29年度はハリー・ポッター会費徴収補助金があったことと低い数値になっているが、前年は10%前後である。さらに自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
32	総務課	53	指摘事項	(那覇市町村会費負担金) 那覇市長に於ける当該負担金の必要性、有効性について、必要性、有効性がほとんど無い、市長に説明する必要がある、必要性、有効性がほとんど無い、と認められる場合には、廃止（配送）も検討し、再入念して検討すべきである。	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係機関による事業内容や状況等の調査を行い、県都としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。	平成27年度	—	改善取組中
33	総務課	54	意見	(那覇市町村会の役割について) 那覇市町村会申請で設置する必要性がほとんど認められないと考えられることから、広域3 団体の統合も視野にいれて組織の見直しを進めるべきである。	要	広域3団体それぞれの設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。	平成27年度	—	改善取組中
34	総務課	54	意見	(財政調整基金について) 市は、那覇市町村会に対して、職員退職金としての増立であれば規定を設け、退職給付引当資産として毎期必要額を積み立てるよう求めるべきである。	要	当該積立基金に職員退職金に併用積立が計上されているのであれば、退職給付引当資産への計上率、必要な措置を講じるよう求める。	平成27年度	—	改善取組中
35	総務課	55	意見	(防災行政無線（デジタル・アナログ）電波利用料、MCA 無線電波利用料) 今後、市内における防災行政無線等の効果も希薄しながら、必要箇所は維持及び設置を進める必要があるものと思われる。	要	防災行政無線は、災害時に屋外で活動している方への主要な災害情報伝達手段の一つであるため、市民の安全・安心確保を図る観点から継続地域での調査を実施する。 また、MCA無線については災害時に迅速な通信が可能であるなど、その有用性が阪神淡路大震災、新潟中越地震においても確認されている。また、本市の防災訓練等において活用しLMCA無線の有正性を検証する。	平成27年度～	—	改善取組中
36	市民係課	58	指摘事項	(地方自治電子化協議会関係負担金) 市におけるさらなる普及促進を図るべく、制度のPR 等が必要である。負担金のうち大きな金額を占める運用関係負担金については、負担額と受益の程度について毎年検証し、地方自治電子化協議会に対し負担金減額の要請をすべきである。	不要	金地方公共団体を会員とする地方自治電子化協議会（以下「協議会」）の運営するeTAX（eTAX（税務））の本市における利用促進については、申告対象法人や特別徴収義務者に対する通知文や封筒にeTAXによる申告・提出ができる旨の表示を継続する他、協議会を通じて全国一斉広域利用を促進し、また、本市の防災訓練等において活用しLMCA無線の有正性を検証する。	平成27年度～	—	改善取組中

(平成26年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 票			実施日及び実施内容	処理区分
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由		
37	市民生活安 全課	61	指摘事項	(那覇市保安防護費等事業補助金) 保安灯設置と犯罪被害の関連や、また、設置団体の効果の検証が必要である。学校周辺の通学路になっており、人家のほとんど無いような場所にも設置が促進されるよう、市の働きかけが必要である。	不要	保安灯の設置目的としては、夜間における犯罪の防止とともに、市民の安全な通行を図ること大きな目的となっており、安全で安心な地域づくりに貢献している事業である。効果の検証については、実施報告書において事業成果を記載できるようにしており、当事業が地域の防犯を相対促進する上で重要であることが確認できる。また、設置箇所については、申請する自治会等とも相談しながら、優先順位を決定している。	—	—
38	市民生活安 全課	67	意見	(那覇市自治会等保安灯電気料相当経費補助金) 公平性の観点のほか、補助金額に見合う効果が十分に期待できるとは言えないこと、(有効性の観点)、他の団体等との間で公平性が保たれていること(公平性)の基本的な視点が必須。 (保安灯を設置した)特定の自治会等一部の住民の経費負担等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われるので、補助目的を電気料金補助として改めるべきである。	要	平成25年度から実施している当該事業は安全安心を図りながら、自治会の活性化を図ることを目的として行っている。自治会活性化の為、事業の拡大実施を促しているところであるが、電気料還元による会員の負担軽減を図ること自治会の活性化に資していることから、今後は申請自治会等との意見交換を行いながら電気料金補助への移行を検討していく。	平成27年度	改善要組中
39	まちづくり 協働推進課	71	意見	(那覇市自治会等交通安全事業補助金) (自治会の加入費) 今後、どのように参加しやすい自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	要	平成26年度市民意識調査から明らかに、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いため、広報活動の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。 また、那覇市自治会連合会連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	改善要組中
40	まちづくり 協働推進課	72	指摘事項	(那覇市自治会等交通安全事業補助金) (自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会連合会連合会事業補助金の精算に係る決算書については、様式を定めており、決算内容について、市の事後チェックが容易に行えるようになっている。	—	—
41	まちづくり 協働推進課	77	意見	(那覇市自治会等交通安全事業補助金) 交付先団体については、補助目的に沿った使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	改善要組中
42	まちづくり 協働推進課	78	指摘事項	(那覇市自治会等交通安全事業補助金) (自治会の決算書の様式及び市の実績報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決算書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決算内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決算内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決算書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会事務所管財補助金の精算に係る決算書については、既に様式を統一している。 自治会の決算書については、「自治会活動のびきり」において、基本フォーマットを提示しており、補助金等の収入に関しては、自治会の決算書に明確に記載するよう指導し確認をしている。	—	—
43	まちづくり 協働推進課	80	意見	(那覇市コミュニティ助成事業補助金) 今後当初の目的と利用がなされているか定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	改善要組中
44	まちづくり 協働推進課	84	指摘事項	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の成果について 今後、市はこれら目的がどのように達成されているか、具体的な指標なり成果を公表する必要がある。	要	当該協議会は、那覇市協働大使の呼びかけを支援することを目的に活動している団体のため、その成果や具体的な指標を特定することが難しい。しかしながら、実績や取り組みについては、既に同協議会や市の広報誌等で公表しており、今後も広報をさらに充実させるよう、支援していきたい。	平成27年度	改善要組中
45	まちづくり 協働推進課	84	意見	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の使途について まちづくり推進協議会の収支報告書については、補助の目的に沿って支出されているかどうか、市による毎期の検証が必要である。	要	—	那覇市補助金等交付規則及び那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要綱に従い、毎季末において、使用目的、使途等について常に確認を行っている。(実態)	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指通区分	(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性				
46	文化振興課	90	指摘事項	(那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるから、協会全体の決裁意旨に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入替料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。	要	文化協会における収支の在りかを検討されるとともに、自主事業の入替料の取扱いについても規定を設けさせる等、継続して協賛・指導を行い、見直しを図っていく。	平成28年度	—	改善策組中
47	文化振興課	91	指摘事項	(那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備もあることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算報告書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	要	平成25年度より市からの受託事業の件数が増えたことにより収支差額が増えた。適切な収支報告書の指導を行い、自立に向けて今後の収支状況を見極めながら、補助金ガイドラインに沿って適正化を図っていく。	平成28年度	—	改善策組中
48	商工農水課	93	指摘事項	(那覇市農業振興対策補助金(那覇市農業振興事業 ビニールハウス設置補助)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。生産額がどれくらい増加している、本市農家の農業生産性の向上及び所得の増大に繋がっているのか判断できない。補助金の成果を判断するためにも、判断指標の整備が必要である。	不要	ビニールハウス設置補助事業については、平成26年度で終了している。事業終了後は5年間にわたって年度毎に実施状況報告書を出していることとなっており、その報告で指標の進捗状況を把握している。	—	—	—
49	商工農水課	97	指摘事項	(水産物流通支援事業補助金(市漁マゴロ等水産物流通支援補助金)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。どの程度補助目的が達成されたか、判断できない。十分な成果指標の整備が必要である。	要	この事業では、マゴロの認知度向上及びマゴロの消費拡大を図り、本市水産物の販路に繋げることを目的としている。そのため消費者にマゴロに触れる機会を増やすことが重要と考えられており、マゴロの認知度向上に繋がるようなイベント・補助事業を推進している。そのことからイベントへの参加者数が増加・安定することが、市魚マゴロの認知度向上、消費促進に繋がると考えられる。そのため成果指標をイベントの参加者数とする。	平成27年度	—	改善策組中
50	商工農水課	97	意見	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付目的について、イベント大会補助金については、「補助金が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する」とされていることから、今後の事業の継続性も含め、毎年、必要性の見直しが必要である。	要	本市が全国有数のマゴロ産地であることや、市の魚がマゴロJであることを各権イベント等で周知を図っているが、認知度がまだ低いいため事業振興の必要性を感じている。事業の継続性については、実施報告書により成果目標の達成状況を把握して検討することとしている。	平成27年度	—	改善策組中
51	商工農水課	99	指摘事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性について一考が必要であることは分かる。しかし、法人税等負担軽減は、平成25年度で約16億円であり、他団体では多いとは考えられないことから、補助金の成果を判断することができない。また、那覇市農産物振興会(那覇市農産物)の整備が必要である。また、那覇市農産物振興会については、事業所の移転、廃業や、従業員の退職等の労働環境が反映されていなければ、補助金交付先団体の就業環境についての調査も必要であろう。	要	助成金を交付した団体の財務状況を精査するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書)の提出を義務付ける旨の文を新たに追加する。	平成27年8月31日	—	改善策組中
52	商工農水課	101	指摘事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付要綱に定める交付先からの入手資料について 交付先団体の事業の継続性等を財務面から判断するために、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。	要	助成金の交付を申請する団体の財務状況を精査するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書)等に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。	平成27年8月31日	—	改善策組中
53	商工農水課	104	指摘事項	(那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金) 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくりに対してどのような効果があるのか、具体的に市民に対して啓発する必要がある。	不要	平成25年度で終了したため改善不要。国の採択した事業者に対する補助を行ったものである。採択事業者においては、本市の観光の振興であったナイトカルチャー創出の成果(移動式シアター)づくりを実施。平成26年度には、採択事業者が拠点を活用したナイトエンターテインメント(TEE! TEE! TEE!)を開催し多くの来客を行った。現在も新たな計画を行っている状況であり今後の期待されているところである。	—	—	—

(平成26年度)											
ID	所管部署	頁番号	指図区分	指摘事項	改善の 必要性	外部監査 改善計画又は意見の内容	措置	票置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
54	商工農水課	106	指摘事項	(中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかどうかについて、成果指標の作成が必要である。 県内に由緒長い事業を補助するのみでなく、市街地に向けての基金整備等のサポートも別途必要であると考ええる。 沖縄県及び沖縄経済振興会が主催する「沖縄大交易会」との連携も必要ではないかと考える。	要	成果指標を測るために、平成27年度の事業実績より実績報告書に加え、出席関係の両者に関する成果報告書の提出を義務付ける。市街地に向けての基金整備については、今後さらに関係機関と連携して、サポートにつながる支援を検討する。また、助成対象事業に「沖縄大交易会」への参加も追加した。	—	平成27年4月1日	成果指標を測るための手段として、4月の募集より出席後の両者に関する成果報告書（成績比較表、金額等）の提出を義務付けした。また、助成対象事業に「沖縄大交易会」への参加も追加した。	改善済み	
55	商工農水課	109	指摘事項	(那覇市離島運搬事業助成金) 県の一括交付金を活用して承認しているが、補助金の事業実行率及び執行率ともに低いものとなっており、事業効果が低く、市の負担は少ないからと見え、もともとこの事業プラン自体に問題があるのではないかと。	不要	平成26年度で事業が終了したため、改善不要。 平成24年度までの事業開始から28年度までの3年間で延べ約10,000人の那覇市民が55歳以上の高齢者に転居したことがあり、本市の趣意である「高齢者理解」や「人的・物的交流」を大きく進めることができ、那覇市と他府・県との関係強化に近づく機会を捉え、積極的に推進したいと考えている。 執行率が低かったのは、台風等の天候不良による船便の大減や、夏場に航行が集中した等の理由で、利用出来なかった等の外的な要因であり、利用者希望者は多くニーズが高まったものと考えられる。当課としては、執行率のみで事業効果が低かったものと考えていない。	—	—	—	—	
56	なほまちなか振興課	113	指摘事項	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているのかについての成果指標の作成が必要である。	要	当該補助金の申請様式において、成果指標（目標値）欄を設定する。また、事業報告書の様式においても成果価値の記載欄を設け、達成状況の掲載を行う。	—	平成27年度	—	改善見込中	
57	なほまちなか振興課	114	指摘事項	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金) ・ 補助率について 当該補助金の補助率は90%と高率である。中心市街地活性化は市の重要施策のひとつであるが、他の補助金との整合性や公平性の観点、また財政上の観点からも、補助金ガイドラインに沿った補助率の見直しが必要である。	不要	当該補助金の対象団体が活動する中心市街地は、地域、職種の面として、商業やサービス提供の場であることを超えて、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担い、都市で持続的な発展を創出しながらかつ、まちの活力として地域経済の発展にも大きく貢献してきた地域です。しかし、近年では、都市機能の分散、自動車化の進展、大規模商業施設の増加、高齢化等の社会構造の変化、観光客の急増に伴うマナー違反などの課題も多く発生しています。 また、中心市街地の衰退は、市全体の活性化にとって大きな影響を与えることから、当該地域の活性化は本市の重要な施策として実施しております。 対象団体は、これらにもエリアの中心となる活動主体であることから、行政との協働的な取り組みが求められ、財力が乏しいという現状を踏まえ、補助率の引き上げを行ってまいります。また、当該補助金の対象は、中心市街地の活性化に向けた事業を行う者を支援するために設立した、「那覇市環境まちづくり支援基金」及び仲読興業特別推進交付金を活用しており、本市の財政に負担を与えるものでないことから、上記理由も含め、当面は現行の補助率を継続してまいります。	—	—	—	—	
58	なほまちなか振興課	114	意見	(那覇市環境まちづくり支援基金事業補助金) ・ 実績報告書の事後チェックについて 実績報告書については、資金使途も含め、定期的な検証が必要である。	不要	当該補助金については、補助金の交付に必要な証書書類は揃っており、交付の手続き上の問題は生じておらず、その証書書類の一つに關して詳細な内容を把握されたものであります。当該当日に口頭で回答していますが、その旨について、後援をとり後日正確な報告書を送付いたしますのであります。現行の事後報告時には、領収証等の証書書類をとり、使途も含め確認しておき、交付手続上、特段問題はないことから、改善の必要はないものと考えております。	—	—	—	—	
59	観光課	127	意見	(ストリートデザインズ・バス・in 国際通り観光事業) 公費制を導入していないため、市民の負担が増えることは否定的なことだから、補助金は適正な水準に抑えるべきである。また、補助金の削減により、観光客の減少が懸念される。そのため、補助金の削減は慎重に行う必要がある。	要	—	—	—	平成26年度を最後に廃止した。	当該事業に対する補助金については、平成26年度を最後に廃止した。	改善済み
60	観光課	127	指摘事項	(ストリートデザインズ・バス・in 国際通り観光事業) ・ 補助金の効果 市の所管課としての検証結果では、「補助金の有効性については、参加者及び観覧客数が少なく、観光客への効果は十分に発揮できていない。補助金の削減を含め検討が必要。」との見解が示されている。補助金の削減は慎重に行う必要がある。市の所管課の見解によっても明らかなように、本補助金の廃止を含め検討する必要がある。	要	—	—	—	—	当該事業に対する補助金については、平成26年度を最後に廃止した。	改善済み

ID	所管部署	氏番号	指地区分	指施事項又は意見の内容 (「下段」より引用)	改善の 必要性	外部部 局との 連携状況	改善計画又は改善が必要なる理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
61	環境政策課	131	指施事項	【 那覇市住宅用太陽光発電システム補助金 】 当経理補助金の目的は、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地域温暖化防止を図るとともに、市民がエコライフを推進するものであるから、これらの目的がどの程度達成されているかを判断しうる成果指標の設定が必要である。また、平成26年度に改訂された、「第2次那覇市環境基本計画」に沿った取り組みも求められる。	要		太陽光発電システム導入助成事業は、日26年度の年度中(7月期)に申請受付の確保・保留期間により、新設の申請が見込めなくなっているため、当面中止し、H27年度からは「住宅用省エネ設備導入促進助成事業」として太陽光発電システムとエコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)の設置費用を補助対象とし、引き続き地域温暖化防止に資することを。第2次那覇市環境基本計画における省エネルギー導入と省エネルギー推進は、温暖化対策としての各主体が取組み、関係相互の連携を図りながら進めることを。なお、成果指標については、環境基本計画における本市の「温室効果ガス削減目標(H25年度)は、基準年度より5%削減」、H25年度を基準年度とし、最終年度(H28年度)には、基準年度より5%削減する改善目標を掲げている。また、温室効果ガス排出量は毎年公表し、進捗管理を行っていくこととしている。	平成27年度	改修費組中	
62	環境政策課	135	指施事項	【 風上・暖房稼働補助金 】 那覇市議会議員からの指摘にもあるように、当該補助金の事業の執行等は認められない。また、事業委託に伴う成果について、目録値から乖離しており、事業のあり方について再検討が必要である。	要		事業執行率(H25年度54.8%、日26年度43.8%)は、H23年の東北水災の影響等により、建物への負荷の懸念や経済状況もあり、目標値を達成できていない。 また、建屋物における風上・暖房稼働率は、一定程度の普及が進んでいる。しかし、H26年度に第4次那覇市環境基本計画において設定した目標値(H24年度16,000㎡、H29年度23,000㎡)であるが、H16～H26年度までの実績は14,758㎡であり、実現性も考慮しながら、目標値の見直しも必要であると考えている。 今後は、助成対象の見直しを含めた事業のあり方を再検討するとともに、住宅新築や既存住宅の活用するなど、広報活動の改善を行いながら、手帳に取り組みの強化モデルを模索し、各イベントでの事業PRを推進する。	平成27年度	改修費組中	
63	環境保全課	138	意見	【 那覇小島・恩納センター管理運営協議会負担金 】 市の事業報告によれば、利用者数の増加など、負担金の増額が予想される。引き続き恩納センターの有効利用を図るべく、市としても恩納市民及び恩納センターに対する働きかけが必要である。	不要	<外部部局へ> ・市役所の各課などの小規模施設はもとより、恩納・水島恩納センターのメンバーシップ型を併合し、各客先の窓口等に積極的に販促活動を実施し、あらゆる機会を通じて、市民の利用促進が図られるよう情報提供に努めている。今後とも引き続き働きかけていく。		—	—	—
64	環境保全課	138	意見	【 那覇小島・恩納センター管理運営協議会負担金 】 「負担金・恩納センターについて」「説明資料」は存在するが、協会の負担金は記載されていないこと、また、角田市長の「前回の正式な文書はない」とのことであった。角田市長の発言が妥当かどうかは不明だが、正式な「章書」等を作成することが望ましい。また、センターの運営費についてもその適正性が図れるよう、市としても毎年検証することが必要である。	要		・恩納小島・恩納センターの運営の適正管理の面から、負担金の設定に関して変更等の必要性は認められている。この件につき来たる3月の理事会において提案し、引き継ぎ担当者の承認を経て協議に際して協賛していくことを確認した。各協賛団体の実情を踏まえ、類似したセンターの事例を参考にしながら、各事案の検討が望ましいという方針とする。 ・センターの運営費については、毎年那覇市・豊見城市の会計管理者による監査を行い、調査結果が自然保護事務所、神奈川環境建設、那覇市、豊見城市の4機関で構成される常務理事者協議会の紛争において、平議・決裁書の承認がなされている。	平成27年度	改修費組中	
65	福祉政策課	142	指施事項	【 那覇市社会福祉協議会補助金 】 【 ふれあいのまちづくり事業 】 専任相談員による生活支援サービスについては、那覇市の法律相談への統合又は分野や時間帯等の棲み分けを図ることにより、削減又は廃止することを検討すべきである。	不要		当該事業は相談後の届け出部分のみアクリルシートへつなげることであり、市の法律相談とは趣向が異なることから、削減又は廃止はなじまないものと考えられる。	—	—	—
66	福祉政策課	143	意見	【 那覇市社会福祉協議会補助金 】 【 ボランティア褒賞制度(事業) 】 無償性・専門性に欠け、高くなく十分な分限については、公募制を導入して他団体に移譲するなどの方策を検討すべきである。	不要		ボランティア褒賞制度については、当該法人以上にノウハウを有する団体はないと考えており、また、応募時には応募委員会がボランティアが市社協へ推薦されることを認めても、市社協が行わなければならないことと考える。	—	—	—
67	福祉政策課	144	指施事項	【 那覇市社会福祉協議会補助金 】 【 貸付事業 】 生活支援サービスのうち、助成金以外の金庫貸付事業については、生活福祉協議会が中心となって実施している。また、市社協の事業として、貸付事業を実施する場合は、市社協が自ら行う方法によって行われるべきであり、市社協が自ら行う方法によるべきである。	要		(改善案) 生活福祉協議会が貸付事業の助け合い金庫貸付事業については数年来実績がないことから、当該法人と廃止を検討している。 (改善不案) 高度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手帳等に関する負担軽減を目的とするために、国県制度上の財政的負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による貸付事業を現状のとおりに継続し、協会の向上に努めていきたい。	平成27年度	改修費組中	

(平成26年度)											
ID	所管部署	頁番号	招掲区分	招掲事項又は意見の内容	改善の 必要性	外部監査 改善計画又は改善が不要な理由	措置	票	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
68	福祉政策課	147	招掲事項	(群馬県保健医療福祉基金補助金) 補助金の金額について、前南州市町会が決定し、算出した金額を交付するという方法が、その算出根拠の合理性が検証できないとなれば、また常態化しており、適格と補助金の交付性が高い。一律に前南州市町会により決定された金額を適用する方法を改めるか、又は、仮に今後とも同方法によるものであれば、少なくとも前南州市が独自にチェックを及ぼし、補助金交付の必要経費や程度(金額)を確認し、改善要求ができる体制を整えるべきである。	不要	当該団体への加入者が専業主婦の自給体であることとする、前南州市町会で協議の上、各自給体の負担金額を設定することは適当であると認識している。したが、当該団体の収支決算をワケテくる中で、不適切な事実があれば、速やかに改善要求していく。	—	—	—	—	—
69	福祉政策課	151	招掲事項	(群馬県市町村地域福祉基金事業補助金) 補助金交付の時期については、補助金事業の進捗及び補助金額の状況に応じて前年度末に行うべしである。補助金交付後は関係機関等に報告書及び領収書等の提出をより厳しく行うべきである。	不要	交付団体が提出した当該補助金の申請書・報告書及び補助金を確認している。補助金事業の進捗については、選定委員会では、申請団体の取組状況も参考にするが、運営の主眼は、事業の実績であり、他の事業で公的補助を受けている等の事情により当該補助金交付の対象外とすることは考えていない。	—	—	—	—	—
70	福祉政策課	154	招掲事項	(群馬県社会福祉施設整備補助金(法人後見推進事業)) 事業として上げ当時、仮設住宅の仮設後援者(個人・経営)の点において、共通して極めて容易であったといわざるを得ない。今後、十分な数の専任スタッフを配置できなければ、現在受注している案件限りで上記事業を中止し、補助金交付を中止することも検討すべきである。	不要	当該事業の必要性を認めており、27年度補助金は国の補助金を活用できたことから、現時点では原価には考えていない。	—	—	—	—	—
71	環境・福祉課	157	招掲事項	(群馬県社会福祉施設整備補助金(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)) 国から運送費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。また、原則に補助を継続するのであれば、運送費補助書のチェックを強化し、年度毎に補助金の必要性についての具体的な検討を行うべきである。さらには、広く各団体を一一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することなどを検討すべきである。	要	平成27年度の事業計画書を交えて、内容確認を行った。今年度事業計画を踏まえ、支出範囲についてもチェックを行った。交付対象団体の公表については、当該団体は、会員それぞれが市内にある別々の作業所に所属しているが、その性格を鑑み、該団体や他府県からの者の派遣・改選等については交流の場として設立しており、1つにまとまることで有益な活動を行うことができると考え、公募にはそぐわないと考えます。	平成27年度	改善取組中	改善取組中	平成26年度の支出予算については、領収書や帳簿の照合を行った。平成27年からは事業費補助への切り替えを通知した。	
72	ちやーがん じゅう課	160	招掲事項	(群馬県シルバー人材センター運営補助金) 県内に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、設定枠内である平成29年度ころを目処に補助金を廃止すべきである。	要	シルバー人材センター事業に対する国の補助事業の考え方、相対公共団体運営補助を行うことが前提とされ、市の補助金が国からの補助金認定との関連性があがり、運営補助金から事業費補助金に切り替える事でシルバーの国からの補助金に与える影響が不明瞭のため、厚労省にも確認をとらねばならぬ。改善の努力をしたと考えております。	平成27年度	改善取組中	改善取組中	—	
73	ちやーがん じゅう課	162	招掲事項	(経済老人ホーム事業費補助金) 補助金を大幅に上回る利益(剰余金)が出ている以上、補助金交付の必要はない。上置補助金は廃止すべきである。また、毎年度において、補助団体(協賛会)が運営する経済老人ホーム以外での事業について決断権限を保持し、精査すべきである。	不要	経済老人ホームは、無料又は低額な料金を人財分を占めることを目的とした施設で、市民が利用することで入所者負担が軽減されるものである。実質的には利用者で運営されるものである。そのため当該補助金を廃止することは事業の趣旨と相容れません。また、補助金については規定のサービスクラウドを利用する額を減らすといった責務を負担している。当該事業が特定施設入居給付金とされる補助金以外の収入に比べて、当該事業が特定施設入居給付金とされる補助金以外の収入に比べて、当該事業が特定施設入居給付金の平均44%と比較し大増に増えているという自的努力によってもたらされたものである。また当該事業以外の決断権限については、市の財政事情を鑑み慎重にしたいところである。平成27年度補助金においては、市の財政事情を鑑み慎重にしたいところである。	—	—	—	—	
74	健康増進課	166	意見	(群馬県社会福祉施設整備補助金) 前南州市に導入されていることにより、必要経費が低く、また、交付の目的も達成していることから、当該補助金については、平成27年度で廃止する予定である。	要	—	—	—	—	当該補助金については、平成27年度から廃止。	改善済み
75	健康増進課	169	意見	(群馬県社会福祉施設整備補助金) 事業費、医療費助成金の確保があることから、利用する場合は、医療費助成金の確保がないことは無い、いざという時に適切な補填に利用できるよう、設備品の整備と適切な運用方法の確立が必要である。	要	—	—	—	—	災害時において適切に利用できるような専用部屋にて保管し、定期的に点検を行い、また、消防防災訓練等を実施し、設備品の故障や不具合等がないかを確認し、管理している。	改善済み

(平成26年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 票			
10	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	処理区分
84	こどもみらい課	188	意見	(認可外保育施設集中型対策支援事業補助金) 本件補助金は、認可外保育施設の整備に関する費用の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。この点から、認可外保育施設の整備に関する費用の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	今後、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
85	こどもみらい課	191	意見	(幼稚園等対策特別事業(認可外保育施設整備補助金)) 本件補助金は、幼稚園等対策特別事業(認可外保育施設整備補助金)の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	認可外保育施設の整備に関する費用の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
86	都市計画課	196	意見	(都市計画課補助金) 本件補助金は、都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
87	都市計画課	196	意見	(都市計画課補助金) 本件補助金は、都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
88	都市計画課	201	指摘事項	(都市計画課補助金) 本件補助金は、都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	要	都市計画課の業務の遂行に充てられ、都市計画課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	改善済み
89	建設指導課	205	意見	(民間住宅耐震化促進事業補助金) 本件補助金は、民間住宅耐震化促進事業補助金の補助に充てられ、民間住宅耐震化促進事業補助金から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	民間住宅耐震化促進事業補助金の補助に充てられ、民間住宅耐震化促進事業補助金から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
90	市街地整備課	207	意見	(市街地整備課補助金) 本件補助金は、市街地整備課の業務の遂行に充てられ、市街地整備課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	市街地整備課の業務の遂行に充てられ、市街地整備課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—
91	都市計画課	210	意見	(住宅密集地区対策事業補助金) 本件補助金は、住宅密集地区対策事業補助金の補助に充てられ、住宅密集地区対策事業補助金から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	要	住宅密集地区対策事業補助金の補助に充てられ、住宅密集地区対策事業補助金から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	改善取組中
92	道路管理課	212	意見	(道路管理課補助金) 本件補助金は、道路管理課の業務の遂行に充てられ、道路管理課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	不要	道路管理課の業務の遂行に充てられ、道路管理課から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが目的である。	—

[illegible]

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	(平成26年度)		改善の 必要性	外 部 監 査 改 善 措 置 票			処置区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性		改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
101	市民スポーツ課	237	意見	(児童のスポーツ・課外派遣補助金) 当該補助金の対象団体については、1会計年度1団体(又は個人)につき1回を限度としている。補助額は予算の範囲内であるため、すべての大会派遣については補助がなされるわけではない。スポーツ競技団体等によっては常連団体等もあり、同じ団体でも毎年補助を受けるケースもある。公平性の観点から、できるだけ多くの団体が補助を受けられるよう、特別枠を設けるなど、さらに工夫することにも必要である。	不要		特定の競技において、強豪チームが幼年選手も県外派遣の権利を得て、補助対象になることもあるが、メンバーの入れ替えなどあり、保護者の経済的負担の軽減の面から、公平性は保たれている。 また、補助金は原則として予算の範囲内で執行することとし、派遣対象の大会については、競技人員数を考慮しながら各競技団体と協議して決定しており、公平性が保たれていることから、特別枠は設けず現状とおりとする。	—	—	—
102	学校教育課	242	意見	(児童・生徒の県外派遣に関する補助金) 当該補助金の対象団体等については、予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助されるわけではない。また、競技団体によっては常連校もあり、同じ学校が毎年補助を受けるケースもある。市では、補助回数を1団体につき年々1回に限定するなどの取組の見直しを行っている。 が、できるだけ多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらに工夫することにも必要ではないかと考える。	不要		補助金の対象団体等については、できるだけ多くの団体が公平に補助を受けられるよう平成26年度に要綱の改正を行っており、それ以降において申請のあった団体は全て補助を受けられている状況である。特定の競技の常連校が毎年連年で補助を受ける場合でも、対象生徒は年度によって異なる場合もあり、必ずしも同じメンバーに補助しているものではない。また、特別枠を設けることは、競技団体の公平性の観点から現状のとおりとする。	—	—	—
103	学校教育課	244	意見	(共済会負担金小中学校) 方が一、事故が発生した場合に、共済からの給付対象とならないケースとされ、治療費等で多額の自己負担が生じること もあり得るので、掛け金徴収時においては、制度の内容について保護者等へ周知徹底すべきである。また、掛け金については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対してさらなる減額を働きかけて行く必要がある。	不要		学校、登下校での事故に対応するため、スポーツ振興センターと契約を結び事故や怪我に備えている。新一年生に対しては、毎年度4月に制度の内容や医療の対象範囲について、手紙やチラシ等で保護者への通知を行っている。また、教育委員会のホームページにも同内容を掲載し、年間を通じて確認ができるようにしている。掛け金については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の道徳に伴う文部省関係法令の運用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」により定められており、自治体において減額を交渉できる性質のものではない。また、特別措置により沖縄県は他県と比較して半額に設定されている。	—	—	—
104	学校教育課	246	指摘事項	(那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金) 補助交付先団体の決議事項については、補助金に係る張継昭告を受ける段階でチェックしておくべきである。	要		—	—	当該事業の決議事項については、平成25年度より事業関係者より張継昭等の監査書類による確認を行っている。	改善済み
105	学校教育課	246	指摘事項	(沖縄県中学校体育連盟に対する分相金支出について) 直後の補助金交付先団体を介して上部団体等へ交付金、分相金等の名目で支出している団体は、ほかにも多数存在する が、上部団体等への交付金、分相金等支出が、交付先団体の直後の事業に際するののかどうか疑問である。補助金ガイドラインでは、以下の取り扱いとされている。 ④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、緊急性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられなければ、事務費支出減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。 今後は、上記補助金ガイドラインの取り扱いに従って、再補助について見直しをするべきである。	不要		那覇地区中学校体育連盟への補助金は、「那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱」に基づき、事業経費を対象としている。 当該団体の収入は、那覇市だけの補助金だけでなく、浦添市・南大東村・北大東村・久米島町からの補助金、それ以外にも生徒負担分として各学校より徴収した分がある。その中から、県中体連の分相金の支出をおこなっているため、那覇市からの再補助にはあたらないと考える。 また、県中体連で行う事業は、各地区で行われる大会等の上位大会であり、全県的な事業を運営するための分相金を負担しているものであり、本市のみの負担分を明確にすることはできず、直接、特定の事業に補助金として支出する性質のものではない。今後とも、基礎報告、決算書類について審査を行い、適正に執行されているか確認を行うものとする。	—	—	—
106	青少年育成課	249	指摘事項	(生涯学習振興会補助金那覇市青少年健全育成市民会議) 那覇市青少年健全育成市民会議は、その目的として「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのかかわりにくい。例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。	要		市民会議の目的でもある「青少年の健全育成を図ること」は、家庭・教育、学校教育、社会教育等の様々な要因が総合的に作用しているものであり、その成果についても市民会議(社会教育)の活動だけを取り上げることができない。 また、「健全育成を図ること」は大人への成長過程での関与なので、成果がすべて目に見える形で現れるものではないと認識している。 市民会議の活動が目に見える形で示せるよう、その実績について数値化できるものは具体的に記録するとともに、広報新聞の強化を図り、市民会議の事業意義、活動内容を各方面に発信できるよう取り組み(インプレッショナル)の作成を行うよう促す。広報、周知を通して、より多くの市民の理解を得ること、賛同の輪、活動の場を拡げ、運営の拡充にも繋げていきたい。	平成27年度	—	改善取組中

988

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
114	観光課	269	指摘事項	（観光協会に係る経費） 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、飲食費、総務費、直接事業と関連のない招待給費・研修費・食糧費等（配布品などの等）」の記載がされており、当該ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費をより一層明確にする。	平成27年度	—	改善取組中
				補助金の金額を決定する際には、当該ガイドラインに照らし、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定が必要とされるべきである。					
115	観光課	269	意見	（事業費の検証） 補助金を利用された事業費の検証について、事業費支出の請求書や領収書等の証拠を提出するのみで、発生した経費が事業費として本当に必要であったものであるのか、取引の内容の検証まで行われていない。事業費の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、其の間直・検証まで行う必要がある。	要	（一）那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。	平成29年度	—	改善取組中
116	観光課	269	意見	（業者の選定方法） 当法人の業者選定方法について現状は、候補の業者に、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を集めた業者に決定するというものであった。当該方法だと、先に金額が提示されているため、当該業者が相場に合った金額かどうかはわからない。また、事業費を決定する観点から適当であるとは言えない。このため、事前に金額を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書を比較して業者選定する必要がある。	要	（一）那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。契約手法等についても検証する。	平成29年度	—	改善取組中
117	観光課	269	指摘事項	（補助金の効果の測定） 補助金の成果指標が明確にされておらず、補助金の支出効果が把握できない。補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標等を用いた効果測定を行う必要がある。	要	「那覇市への入込み観光客数等」以外に指標となり得るものがあるかを検証する。	平成29年度	—	改善取組中
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金】（那覇まちまーい） ・各コースの業績比較について スタッフの稼働率等）の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の取立を自ら作成されている。採算性があるのか、計画と実績との比較等、事前事後の検証を実施することが、コスト削減や収益性アップ等につながる。最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予算比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。	要	（一）那覇市観光協会と、各コースの採算性を把握する手法について調整する。	平成27年度	—	改善取組中
119	観光課	272	指摘事項	（補助金の算定方法） 本補助金の算定方法については、過去からの償還等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助金の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。	平成27年度	—	改善取組中
120	観光課	272	意見	（事業費の検証） 本補助金の金額を決定する際には、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に合った経費であるか、発生した経費の内容までの検証が適切に行われていない。限りある補助金を、有効にかつ効果的に利用するためには、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。	要	（一）那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。	平成27年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	観光課	273	指摘事項	【観光案内所運営補助金】 本補助金の対象とする経費の中に、「地下室」、「2F 那覇市観光協会（当法人）」、「3F一般社団法人 那覇大綱保存会」に係るフロア一貫料や、電気、水道料金等が含まれていない（表10-6参照）。本補助金の目的は、観光案内所運営に係る経費を補助するものであるが、これらに経費は目的から逸脱したものである。平成26年度からは、「観光協会事業補助金」の対象経費として処理されることだが、今後は本補助金の目的に沿った経費について補助金を支給すべきである。	不要	平成26年度より観光案内所の運営に係る経費のみを対象としている。	—	—	—
122	観光課	279	指摘事項	【那覇大綱保存会補助金】 （一部、決算書が作成されていない） 定款上、作成することと定めている決算書類（付属明細書及び財産目録）が作成されていないため、適切に作成すべきである。	要	適切な決算書類の作成について指導する。	平成28年度	—	改善取組中
123	観光課	279	意見	（自主財源の確保について） 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制の構築が必要。 （例）ロゴマークやロゴデザインを制定し、短期的財産として収入確保に結びつける。 船着場スロープの費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気配に乗れるようなツアーを組み立てることで収入確保につながる。手廻大会を支援し、参加チームが増えることは参加料収入アップにつながる。収入確保につながる。今後は、ハーリー会館を開放に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の運営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。	要	自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。	平成29年度	—	改善取組中
124	観光課	280	指摘事項	【那覇大綱保存会補助金】 本補助金の対象となる事業内容については、那覇大綱保存会が、本補助金として自己収入をあげることを目的として、事業費を上回る補助金がなされ、当法人の運営費に係る補助金でなされている。これは、本来の補助金の目的からかけ離れているといえる。このため、交付要綱を見直し、適正に補助金を算出し交付すべきである。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めることと、実績報告の裏の関係書類の備忘・検証を徹底する。	平成28年度	—	改善取組中
125	観光課	281	指摘事項	【那覇大綱保存会補助金（継続助成）】（那覇ハーリー会館建設費補助） 那覇ハーリー会館建設に係る書類（請求書、領収書、決算書その他関連資料等）の管理が適切に行われていなかった。業務確認できるように、また事後に適切に説明できるようにファイリング等で資料整理すべきである。	要	関係書類の整理方法等について指導する。	平成27年度	—	改善取組中
126	観光課	288	意見	【那覇大綱保存会補助金】 （自主財源の確保について） 那覇大綱保存会という伝統文化を継承していくためにも、那覇大綱保存会として自立させることが重要になってくる。 （例）那覇大綱保存会としてのイベントに係るキャラクターやグッズなどを作成することで、その使用料収入であったり、グッズなどの商品販売につながるよう思われる。 補助金まかせという運営態勢の崩壊は、今後、祭りや観光資源と捉え、活用し、継続的に運営していく上での大きな障壁となる。活用し、継続的に運営していく上での大きな					

(平成26年度)					外部監査改善措置票				
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
128	福祉政策課	302	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会】 表紙事業の成果について、事業計画段階において具体的な成果目標を定め、その成果目標に対して実績はどうであったか、客観的な分析を行うことが無いと、せっかく外部の第3者による事業評価を受けても実効性あるものにはならない。今後は、具体的な事業成果目標の設定が不可欠である。	要	—	—	平成27年3月に策定した第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画で当該法人の具体的な成果目標が設定されている。今後はその事業実績に対して適正な評価を受けていくものと考ええる。	改善済み
129	福祉政策課	302	意見	(給与体系の見直し) 他の同種団体と比べ明らかな差がある場合を除き、いくらの給与が妥当かどうかを調べることは困難であるが、社協の事業成果が評価されるものであれば、所定の給与が支給されて当然である。	不要	当該法人の事業活動について市は評価しているものであるが、給与体系は、当該法人が総合的に判断して決定するものであり、当市が給与改善の要求を行うことは考えていない。	—	—	—
130	福祉政策課	305	意見	(事業活動収支の状況) 社協は、いわゆる労働集約型の事業を実施しているもので、収支に占める人件費の割合が高いことは当然であるが、施設については、原則として、市からの無償貸与を受けていることも理由のひとつと考えられる。社協は、このような目に見えない（間接的な）住民の支援を受けていることも考慮して事業運営にあたる必要がある。	不要	当該法人は日頃より行政では支拂できないような活動を精力的に行っている。そのような意図からも、意見にある内容についても十分に留意し活動を展開しているものと考ええる。	—	—	—
131	福祉政策課	308	指摘事項	(積立金について) 介護保険事業等財政調整積立金について、現状の設置目的が、規程上の設置趣旨の範囲内かどうか不明確であり、設置目的を明確にすべきである。また、積立金等は補助金等の金額を算定する際の重要な判断材料にもなると思われるので、積立金等の設定趣旨、取崩基酒及び積立目標額等についての情報開示を積極的に行うべきである。	要	当該積立金の設置目的を聴取し、不明確であれば、当該法人へその是正と明確化を求めていきたい。その情報開示については、法人へ働きかけていきたい。	平成27年度	—	改善取組中
132	福祉政策課	308	意見	(那覇市社会福祉協議会の役割について) 今後は、制度内の福祉サービスだけではなく、制度外のサービスにも那覇市社協のもつ専門性を生かして、積極的に対応していく必要がある。そして、その成果に関する説明責任を果たしていくことで、社協に対する市民の期待や評価もますます高まるものと思われる。そのために必要な財政支援については、市は当然に行うべきである。	不要	当該法人の事業活動について本市は評価しているものであり、財政支援については事業内容等を精査するとともに、本市の財政状況を踏まえて対応するものと考ええる。	—	—	—

那 覇 市

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

指摘の件数	意見の件数	措置状況		
—	139	改善の必要性	処理区分	件数
		要	改善済み	10
			改善取組中 (A)	87
		不要	—	42

平成26年度措置状況	処理区分	件数
	改善取組中 (A)	87
	改善済み (B)	50
	継続取組 (A)－(B)	37

第1号様式 (第3条関係)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	企画調整課	33	意見	③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。	H26年度	要	【花とみどり緑】 利用料金については、消費税引き上げに合わせてH26年度中に既定方針に依り、原価算定を明確にし、見直しが必要であれば、平成27年4月に向け料金改正を要する。	平成27年度	【花とみどり緑】 利用料金の見直しを図り、平成27年4月に料金改正を実施。	改善済み
4	企画調整課	37	意見	・施設の性質別負担割合について4分額率の判断基準、受益負担割合の算定方法を客観的に判断することから、よりフェアなシステムを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間の間の見直しが必要である。	H26年度	要	【花とみどり緑】 使用料については、指針で原則的に4年ごとの改正になっており、それに準じて見直す。	平成28年度	【花とみどり緑】 平成28年度に見直しを図った。今後も指針に基づき4年ごとに見直す。	改善済み
8	行政経営課	40	意見	・評価項目、税点項目を明らかにした上で、審査員が何に重点づけたのかを市民に公表することが望まれる。	H26年度	要	【ことし政策】 「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表様式を見直し、選定委員会において各委員への説明又は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式編で示された公表様式で、選定結果を公表した。	改善済み
9	行政経営課	40	意見	・選定委員会については、公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。	H26年度	要	一部は選定委員会においては、財務に関する専門家を委員として任命しております。今後、全ての選定委員会に財務に関する専門家を加えることについては、他都市の調査を行います。	平成27年3月31日	他都市調査の結果、選定委員会の財務状況の調査が可能な場合、任命については、施設によっては任命しづらい場合もある。平成27年3月31日までに、いまだに選定委員会に財務管理専門家の人材確保、育成のために、他都市の調査や専門家の人材確保に協力している。今後必要に応じて、検討に精通する者を加えていく。	改善済み
10	行政経営課	40	意見	①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されない、見えない。	H26年度	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取り組んでおります。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。	平成27年度	評価結果を公表することとしたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。	改善取組中
11	行政経営課	41	意見	②監査等指定管理者のモニタリング状況について ・収支関係となるような決算書の提出を速やかに求め、実施に即した収支が記載された決算書が提出されることとされたい。	H27年度	要	平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）の実施報告書、及び総合評価票を公表することとしている。	平成27年度	—	改善取組中
12	行政経営課	41	意見	・施設によっては、モニタリング項目がやや偏面的になっており、評価項目として十分とはいえない。	H26年度	要	各施設等管理課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	平成27年度	収支決算書の参考書式を定めたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。説明会を行った。	改善取組中
13	行政経営課	42	意見	・指定管理者の従業員の勤務の実態を正確に把握するため、モニタリングを充実させるべきである。	H27年度	要	年度終了後の事業報告書、及び平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）にて確認を行う。	平成27年度	—	改善取組中
14	行政経営課	43	意見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	H26年度	要	【まちづくり協働推進】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件、賃金水準であるかなどに検討を加える。	平成27年3月31日	モニタリング関係規程を平成26年8月に策定し、評価項目を具体的に設定した。	改善済み
15	行政経営課	43	意見	②収支等決算書の様式が統一されていない	H26年度	要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考え、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成26年度末	職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を受けた。報告された事項は人材確保、育成のため、平成28年度以降の指定管理料算定に活用したい。	改善済み
					H27年度	要	平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）の実施状況の確認を行う。	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
					H26年度	要	年度内を目的に整備します。	平成27年度	—	改善取組中
					H26年度	要	年度内を目的に整備します。	平成27年3月31日	指定管理者モニタリング関係書式集の中で統一した様式を定めた。	改善済み

(平成26年度)				外 部 監 査 指 置 票			処理区分
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	
16	行政経営課	44	意見	③収支決算書の作成方法に不備がある。 ・収支決算書には補正がゼロになっている。 ・収支決算書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。	要	各施設等関係において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	改善取組中
17	行政経営課	44	意見	④収支決算書の支出項目に指定管理事業の他が伴わない項目がある。	要	平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）にて確認を行う。	改善取組中
18	行政経営課	51	意見	・5つの視点で検討してもなお、直営による管理が市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる場合以外は、原則として指定管理者制度を導入すべきである。	要	【市民サービス課】平成26年度の収支決算書において、指定管理事業の支出項目については支出項目が削除し、指定管理業務における収入と支出を明確にすることをした。	改善済み
20	まちづくり協働推進課	61	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	運用方針において、市が直営している施設においては、常に該施設のあり方に伴って保証し、指定管理事業制度を適用することが適当であると判断した場合は、この運用方針に定めるところにより指定管理事業に実施し、多岐にわたるものとする。また、この方針に従い各施設等関係において指定管理事業導入を検討しておりま。	改善済み
21	まちづくり協働推進課	61	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設等関係】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み
23	まちづくり協働推進課	63	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設等関係】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善取組中
26	まちづくり協働推進課	66	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設等関係】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み
27	まちづくり協働推進課	75	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設等関係】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み

(平成25年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限
29	商工農水課	81	意見	(那覇市IT創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の取扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。	H26年度	要	収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。	平成27年3月31日
					H27年度	要	平成26年度実績報告書を指定管理者から本市に平成28年5月末までの提出をもって改善の電話をする。	平成28年5月31日
30	商工農水課	82	意見	(那覇市IT創造館 事業の評価について) モニタリング評価を着実に実施されることが必要である。ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。	H26年度	要	モニタリング評価について着実に実施する。又、外部の専門家による評価については、予算がともなうものであることから、平成26年度内に今後の方向性を決定する。	平成27年3月31日
					H27年度	要	モニタリング評価結果を8月を目途に市民に向けて本市ホームページ上で公表する。	平成27年8月31日
32	商工農水課	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビル等の賃貸に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を高める限り充足せよとする視点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	H26年度	要	指定管理料の配分については、一部改善の必要があったため、次期募集にかかる業務仕様の事の中販売収入等の繰入部分に吸収となるように仕様を改善している。H29年度の次期指定管理費集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成28年3月31日
					H27年度	要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成28年3月31日
33	商工農水課	92	意見	(那覇市ぶんかテニスクラブ 事業の状況について) 自主公演や体験学習の募集を拡大するためにも、ニーズの把握や事業評価は必要である。モニタリングは、例えばO×M式やMTA評価などわかりやすい尺度によるものではないため、改善が必要がある。	H26年度	要	モニタリングにおいて、自主公演や体験学習の募集拡大のためにも、業務仕様の事にある募集の項目・項目を簡潔にする。また、募集の尺度がわかりやすいモニタリング表を作成し、7月実施予定。	平成26年7月31日
					H27年度	要	現金出納の確認について決算時の他に年2回程度出納確認をおこなうよう指導する。また、事業別の損益把握のためにも、事業別の収支報告書の作成を指示する。あわせて、仕様書に付帯仕様書をもつけ、出納管理を指導していく。	平成27年3月31日
34	商工農水課	94	意見	(那覇市ぶんかテニスクラブ 決算の状況について) 年2回程度は担当者以外の者を交え、実務経験を結上ぐ、帳簿残高との一致を確認することが必要である。大まかな事業別の損益を把握できるよう管理上は仕様を整える必要がある。	H26年度	要	現金出納の確認について決算時の他に年2回程度出納確認をおこなうよう指導する。また、事業別の損益把握のためにも、事業別の収支報告書の作成を指示する。あわせて、仕様書に付帯仕様書をもつけ、出納管理を指導していく。	平成27年3月31日
35	福祉政策課	102	意見	(那覇市社会福祉センターについて) 指定管理者のおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも効率的な業務執行を促す必要がある。	H26年度	要	現行重要事項について現指定管理者以外の者が参入するに際し、競争があるものではないが、現指定管理者から提出された決算書では他の事業を含め記載しているため、今後は表記の方法について協議を行うものとする。	平成26年度
					H27年度	要	指定管理者に対し、利用施設の公平等について改善をするよう文書等の指導を行い、改善状況を報告する。	平成27年3月31日
36	ちやーがんじゅう課	102	意見	(金城老人憩の家について) 指定管理者に対する利用機会をできるだけ公平にする。あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを更にする。また、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。	H26年度	要	現行重要事項について現指定管理者以外の者が参入するに際し、競争があるものではないが、現指定管理者から提出された決算書では他の事業を含め記載しているため、今後は表記の方法について協議を行うものとする。	平成26年度
					H27年度	要	引き継ぎ指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日
							実施日及び実施内容	処理区分
							指定管理者に対し指導を行い、平成27年5月31日に提出された平成26年度実績報告書において確認したが、一部改善の余地がある。指定管理者への指導を強化し、確認して実施する。	改善募集中
							—	改善募集中
							那覇市指定管理者のモニタリングを平成27年度から実施することとした。外部専門家による評価は、運営審議会において行うこととした。	改善募集中
							—	改善募集中
							H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入場が引込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を実施した。H28年度の結果を受けて検討する。	改善募集中
							—	改善募集中
							モニタリング率については、O×M式にして平成26年7月15日にモニタリングを実施した。	改善済み
							平成26年度監査の指摘を受け、すみやかに指導、指示を行った。平成26年7月15日のモニタリングにおいて適切な決算確認に取り組んでいることを確認した。	改善済み
							H26.5.22 平成26年度の決算書は、小津・職名の児童館・老人憩の家に関する事業を切り離し、当該事業だけの決算書を作成した。	改善済み
							総合福祉センターの指定管理において改善を促している。	改善募集中
							—	改善募集中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (「T-R2023-05-7」)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	障がい福祉課	108	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) 今後の相談事業を効果的・効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであらう。 利用者のニーズを正確に把握して、利用者救済を目的とするべきである。	H26年度	要	相談内容の集計は月毎に把握しており、障がい別、相談方法別、内容別に内訳を記載した報告書があるため、それを活用して相談事業を効果的・効率的に進めていく。利用者へのアンケートは平成26年度実施していないが、「報告書」という形で利用者個人からの意見は常に収集している。提案のあった内容については月に一度の利用者ミーティングでスタッフ及び利用者と共に、対応を図っている。今後も「報告書」活用と、現利用者のニーズ把握も行い、利用者確保に努めていく。 また、平成28年度から新しい事務所に移転したため、地域にパンフレットの配布等を実施することにより情報を周知し、新規利用者の開拓に繋げていく。	平成27年3月	相談内容の集計についてはデータにて報告を受けており対応が済み。 ニーズの把握については引き続き報告を活用し利用者ミーティングを通して改善策を協議、実行しているところである。近隣自治会のイベント等において、パンフレットの配布等を積極的にやっている。	改善済み
39	障がい福祉課	109	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 決算の状況について) 今後、同額となるような支出明細書の提出を速やかに求め、同額に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	H26年度	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	平成26年度決算報告書にて報告を受け確認済み。	改善済み
41	障がい福祉課	115	意見	(那覇市障がい者福祉センター 指定管理者について) 主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な賃借契約を締結すべきであらう。	H26年度	要	目的外使用許可等の検討する(那覇市公有財産規則第31条)。身体障害者福祉協会及び関係各課(総務部等)との調整を行う。	平成27年3月	平成26年11月1日から行政財産目的外使用許可を行った。	改善済み
42	障がい福祉課	116	意見	(那覇市障がい者福祉センター 事業の妥当性及び実施状況について) 条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。 相談事業の実績を把握するために、詳細な相談件数の集計を取るべきである。	H26年度	要	那覇市障がい者福祉センター条例第3条第1項第2号において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うことが明記されており、当センターの指定管理者である那覇市障害福祉協会は、平成26年度より新たに取組む障害福祉サービス事業を具体的な事業実施方針に定めており、事業実施に必要な事業所指定手続きを進めている。よって、平成26年度中には障害福祉サービス事業を実施できる見込みである。 平成26年度から詳細な相談件数を集計し、実績の報告を受ける。	平成27年3月	平成26年8月1日から障害福祉サービス事業を実施。相談記録、件数集計等を確認した。	改善済み
43	障がい福祉課	117	意見	(那覇市障がい者福祉センター 決算の状況について) 予算と実績となるような支出明細書の提出を速やかに求め、同額に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。光熱費について徴収しているのであれば、光熱費徴収についての収入を計上すべきである。	H26年度	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	実績に即した収支決算書の提出を受け確認した。	改善済み
45	ちやーがんじゆう課	124	意見	(那覇市安楽複合施設 施設の使用状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り進められているか定期的に検査する必要がある。 大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	H26年度 H27年度	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導演監査時に積立計画書等の提出を求める検査を行う。 平成27年度に予定している社会福祉施設指導演監査時に積立計画書等の提出を求める検査を行う。	平成28年3月31日 平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導演監査時において検査実施予定。 —	改善費組中 改善費組中

(平成25年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 要				実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由			
46	ちやーがん じゅう課	124	意見	（那覇市安部複合施設 利用料金について） 安部老人館の家及び安部児童館については、他の老人館センター、老人館の家、児童館と同様に利用料金徴収し、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を算定すべきである。	H26年度	要	事例改正により平成24年4月から利用料金制にしているが、指定管理料に利用料金を算定していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に算定する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
47	ちやーがん じゅう課	125	意見	（那覇市安部複合施設 人件費について） 業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって算定すべきである。	H27年度	要	次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に算定する。（指定管理指針に全戸的な取扱いがある）	平成29年3月31日	—	改善要組中
48	ちやーがん じゅう課	125	意見	（那覇市安部複合施設 資金収支内訳表について） 収支状況が適正に表示されていない決算書を改める必要がある。	H26年度	要	次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に算定する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
49	ちやーがん じゅう課	133	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市辻老人館の家、施設利用料について） 随時利用料について、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。開設時、整備により設備し、現在使用不能となっているソーラーシステム設備の撤去について、施設の有効活用のためは、検討を要する。多額の修繕費等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。	H27年度	要	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	—	改善要組中
52	ちやーがん じゅう課	136	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市辻老人館の家、施設利用料について） 利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を算定すべきである。	H26年度	要	随時随時について改定するよう指導し改善を指導する。ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。関係部局を交えて検討する。	平成27年3月31日	トイレに関しては平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善要組中
53	ちやーがん じゅう課	137	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市辻老人館の家、施設利用料について） 指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。	H27年度	要	指定管理料に利用料金を算定していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に算定する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
54	ちやーがん じゅう課	137	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市辻老人館の家、施設利用料について） 指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。	H26年度	要	指定管理料に利用料金を算定していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に算定する。※上記の平成26年度改善計画における指定管理者設定作業時期について、期間満了のため H29～H33予定」を「H31～H35予定」として平成27年度より修正記載。	平成31年3月31日	—	改善要組中
					H26年度	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。	平成27年3月31日	平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善要組中
					H27年度	要	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	—	改善要組中
					H26年度	要	備品台帳を整備するよう指導し、確認を行う。	平成26年12月1日	平成26年12月12日に各センター・館の家に依頼。同月19日までに全施設の状況を把握。	改善済み

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	ちやーがん じゅう課	142	意見	(那覇市シルバーワークプラザ 利用状況について) ミッドバレー人材センターとしての運用面では利用者である会員の満足度調査を行い、会員の声を耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。	H26年度	要	指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	H27年1月に会員を対象へ満足度アンケートを実施。要望等を把握し改善するよう指導した。今年度も改善のためアンケート実施予定。	改善済み
59	子育て応援 課	155	意見	(那覇市母子生活支援センターさくらについて) 指定管理者の行う事業から生じた余剰については、そもそも対象施設の「さくら」の活動において、直接、変更なサービスの充実と活用されることが理想である。当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。	H26年度	要	平成26年度中に、入所者支援ソフトの導入や居室的電気・メーター・分割工事、職員及び給与の増など、施設設備の整備・職員体制の充実を図り、利用者の支援に繋がるよう、指定管理者と協議し、効率的な活用に取り組む。	平成27年3月31日	電気・メーター・分割工事を行い、入所者支援ソフトを導入。また、平成27年3月26日には食糧を設備するなど、入所者の支援体制の整備を行った。	改善済み
60	子育て応援 課	156	意見	(那覇市母子福祉センターについて) 母子福祉センターの施設支援や相談など、それに充てられる程度の指定管理料の設計を行う必要がある。	H26年度	要	事業の充実に図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理者選定に向けて、見合うような指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	指定管理者とのモニタリング等、協議を行い、新たな講座や他事業との連携などで事業の見直しを図った。指定管理料の設計については、H27年度に内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。	改善取組中
62	こども政策 課	163	意見	(那覇市若狭児童館 指定管理者の選定について) 選定委員会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に耐える体制を堅持していただきたい。	H26年度	要	平成28年度の新たな指定管理者協定の締結に向けて、内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	—	改善取組中
63	こども政策 課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 管理運営に関する基本協定書や業務仕様書により、実態報告書や収支報告書は会計年度終了後30日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期限内に決算を確定することがあまりに困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講じることも必要であると思われる。	H26年度	要	「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表した見直し、選定委員会において各委員への説明文書は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式集で示された公表様式で、選定結果を公表した。	改善済み
64	こども政策 課	163	意見	(那覇市若狭児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や市の貸与する備品と区分して管理し、経理することが求められるため、これを確実に履行する必要がある。	H26年度	要	指定管理者へ状況を確認し、必要であれば緩衝措置を講じたい。	平成27年3月31日	会計年度終了後30日以内の提出期限に、さらに30日の猶予期間を設けて提出を依頼した。	改善済み
65	こども政策 課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にしたがって、着実に実施することが求められる。	H26年度	要	指定管理者へ文書にて改善を求めた。今年度中に帳簿や台帳を整備する予定。	平成27年3月31日	平成26年度中の確認はできなかったが、事業報告書の提出により収支や備品の整理がなされたことが確認された。	改善済み
65	こども政策 課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にしたがって、着実に実施することが求められる。	H26年度	要	前年度は施設老朽化のための移転作業等に追われ、通常行っている時期を逃しているもので、今年度は確実に執行するよう指導した。夏休みの行事が終わった後10月までには実施し、今年度中に所管課へ報告予定である。	平成27年3月31日	平成26年10月に実施済み。事業報告書の提出で内容確認。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指画区分	(平成25年度)			外部監査	措置	票	実施内容	処理区分
				指画事項又は意見の内容	年度	改善の必要性					
67	都市計画課	107	意見	(2)現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。 このような指定管理料の算定基準は妥当ではなく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地現察時において、清掃担当者が寄付しているという実態も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。	H26年度	要	(2)指定管理料の算定については、見直し、改善する。		平成27年4月1日	指定管理料における人件費の算定については、作業時間や労働単価等を考慮し、見直しを行った。H27年度より見直しを行った指定管理料で協定を結んでいる。	改善済み
68	花とみどり課	171	意見	(那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収支に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。	H26年度 H27年度	要	飲食店の施設使用料については、当指定管理期間が平成27年度までの契約期間であり、平成28年度の新契約に合せて検討し方針を決める。 平成27年度中に次期指定管理者の公募を行うため、その際に、施設利用形態の変更も含め検討を行う。		平成28年度	平成27年度の公募に向け、飲食店収入の検討に関わる資料や情報収集を行った。	改善取組中
69	公園管理課	178	意見	(那覇市役の上ピーチ広場 波の上ピーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ピーチ広場における自主事業は、なかば運営的収支の上ピーチ広場の収支の穴埋めとして機能している状態に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと考えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。	H26年度 H27年度	要	一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ピーチ広場施設を改善して、施設利用者を増やす等により一般事業費の収支改善を図る。		平成28年3月31日	・平成26年度の指定管理料要素の更新から、改正された方針に則り指定管理料を算定し、一般事業と自主事業の収支を算定している。 ・ピーチ広場施設の改修は平成27年度中に行う	改善取組中
70	公園管理課	179	意見	(那覇市役の上ピーチ広場) 一般事業のうちピーチの開設期には人工池の貯水をやめる。人口池そのものを廃止し使用用途へ転用を図るなど、荒浄の機会を減らす方策を検討する余地がある。	H26年度	要	人工池の活用については、平成26年度中に広場利用者からのアンケートや地域住民からの意見を聴き、使用用途へ転用することの必要性も含め検討していきたい。		平成27年3月31日	平成26年度のアンケート調査結果より、池の清見室について「良い」と「普通」と回答した人は合わせて約9割となったことから、市民に親しまれている池と釣りしたため存続をせいでいくこととした。 また、人口池の増設を増やすことにより、荒浄の機会を減らす。	改善済み
71	公園管理課	179	意見	(那覇市役の上ピーチ広場 指定管理業務の効率性について) 波の上ピーチ広場と波の上ピーチの管理業務の質や効率性を改善するために、両方の管理を一体的に行う方策が採れないか検討する必要がある。	H26年度	要	平成28年度から、那覇港管理組合と協議を行い「波の上ピーチ広場」と「波の上ピーチ」の管理を一体的に行えるかどうかを含めて考え方をまとめる。		平成27年3月31日	那覇港管理組合と検討を重ねた結果、他の公共団体が所有する施設を含めて、一体的に指定管理管理を行わせることは困難である。しかしながら、管理業務の質や効率性を改善するために、「波の上ピーチ」と「波の上ピーチ広場」の連携協力に関する協定書」を平成27年3月に締結し連携して管理を行う。	改善済み
73	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家みんみん 施設の維持管理等について) タンク結持管理費用と費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。	H26年度	要	ここ数年、県内のダム工事普及による水事情の好転により貯水の必要がなくなってきたのは、厳格に大規模時に80名を受け入れる施設として、非常時には飲料水やシャワーに活用できるための水を保有するタンクを撤去して良いものかどうか、判断するには検討を要する。 また、タンクが地下に設置されているため、水を吸い上げるポンプが、停電時や故障時に稼働しなくなってしまう、水道が使用できなくなる事態等も加味しながら、直結水道工事の要否について慎重に検討したい。		平成28年度末	■平成26年度 ・水タンク維持の要否についての検討 ・指定管理者との調整、対費用効果についての検証 みんみんの水タンクは容量が大きく、大量の飲料水を備蓄することができ、また、緊急時にも、右回も完備していることから、非常用発電機を整備し、災害時に水タンクの水を有効に利用することと、災害時避難施設として活用することとを可能であると考える。一旦タンクを撤去してしまえば復旧させることが容易ではないことから、当面は直結水道工事を行わず、水タンクについては現状を維持し使用を続けることとした。 本件については、指定管理者と共に協議・検討して得た結論である。	改善済み

(平成26年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
ID	所管部署	頁番号	指地区分	指箇事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由			
74	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家)みんみん、施設の今後の在り方について) 森に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。	H26年度	要	本市としては、利用者の増加のみを求めているものではなく、本来の設置目的に即ち、研修等々の施設利用や宿泊事業の強化についても、指定管理者に対し目標を付けているところである。施設利用の在り方、特に宿泊事業については、利用者の利便性を考慮し、市民が利用しやすい新たな仕組み作りの導入も検討していくとともに、今後も引き続き指定管理者と協働を行う。また、市民に向けて、利用促進につなげる広報活動の強化を図っていきたい。 ■今年度最初の校長連絡協議会において、市内小中学校の校長に呼びかけてみんみんの利用を呼び掛けた。(平成26年度5月実施) ■校長「3ヶ月前から」であった利用予約受付期間を「6ヶ月前から」に平準化し、利用者の利便性を高めた。(平成26年度5月実施) ■インターネットによる広域活動の強化、電子受付の検討。(平成26年度実施予定)	平成26年度末	■校長連絡協議会における、市内小中学校の校長へのみんみん利用の呼び掛け。 (平成26年度5月実施) ■利用予約受付「3ヶ月前から」を「6ヶ月前から」に平準化。 (平成26年度5月実施) ■インターネット上にホームページを開設し、広報活動の強化を図った。 (平成26年度実施) ■施設使用の申請書類の機軸を、上記ホームページからダウンロードできるようにするとともに、フアックスでも受付できるようにし、利用者の利便性を高めた。 (度末は直接来所による受付のみ)	改善取組中
75	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H27年度	要	平成26年度には指定管理者との協議を重ねる中で一定の理解を得られ、従来の受付方法をいくつかが改善してもらい、利用者の利便性を高め、その増加につなげるための方策を固めることができた。 今後とも引き続き協議していく中で、平成27年度においては、モニタリングを活用し、評定項目の分析も行う中からより一層施設運営の在り方について検討し、その方策を共に探っていきたい。	平成27年度	—	改善取組中
76	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H26年度	要	指定管理期間内の単年度において余剰金が生じた場合は、翌年度の事業の充実に図ることや、また、指定期間内で次年度の指定管理料を減額するなど、精算のあり方について検討する。	平成26年度	—	改善取組中
77	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H27年度	要	平成27年度は那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設の指定管理者の指定を行う。募集要項、仕様の中で指定管理に関する運用指針(平成26年度7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は2分の1を那覇市に納入することとする。	平成27年度	—	改善取組中
78	市営住宅課	210	意見	(那覇市営住宅 決算の状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	H26年度	要	事業報告書に実績額を記載した支出明細書を添付するよう指示(平成26年6月13日付)し、その支出内容を確認する。	平成27年4月末	毎月の実績報告書を提出する際、2ヶ月前に実績に支出した支出明細書の添付を求め支出内容を確認した。毎月遅滞なく報告を受ける体制が整い、今後とも同様に確認する。	改善済み
79	市営住宅課	210	意見	(那覇市営住宅 人件費について) 人件費について、個人名までは報告せずとも、担当従業員それぞれにいくらかを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。指定管理者は、担当従業員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべきであり、市はこの点を把握すべきである。	H26年度	要	事業報告書への個人単位人件費の記載の検討を指示。担当従業員の雇用形態等については、事業計画書に記載するよう指示(平成26年6月13日付)し、その内容を確認する。	平成27年4月末	事業計画書にて社員配置と保有資格等勤務体制確認。事業報告書にて、常勤の従業員に対して、個人単位に支出した人件費を報告すると共に、職務やイベント時の増員、回収員の人件費の月毎の支出を確認した。今後とも同様に実績報告にて確認する。	改善済み
80	市営住宅課	211	意見	(那覇市営住宅 維持修繕費について) 指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであり、市はこの点を詳細に把握すべきである。工事自体は計画的に実行されているのかもしれないが、毎月初めに支取がなく、年度末に支取が来ている。工事終了後に速やかに支払計上すべきである。	H26年度	要	維持修繕の内容等については、業務仕様書に従い修繕内容、材料費など詳細な報告を指定管理開始当初に提出し、年度末に提出するよう指示(平成26年5月29日付)し、毎月工事終了後に速やかに支払計上することを確認した。今後とも同様に報告にて確認する。	平成26年度内	維持修繕の内容等については、業務仕様書に従い修繕内容、材料費など詳細な報告を確認した。年度末に工事終了後の支払計上については、従来から業務完了後、速やかに支払計上することを確認した。今後とも同様に報告にて確認する。	改善済み

(平成25年度)				外部監査改善措置票			処理区分			
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由		実施期限	実施内容及び実施内容	改善取組中
82	市営住宅課	213	意見	(那覇市営住宅 アンケートについて) 指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。 また、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とすると、できるだけ「未回答」をなくすべきである。 さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。	H26年度	要	周知を図るため、入居者への文書には指定管理者の名称を明記し、アンケート内容を改善、集計結果及び要望への対応状況の公表を検討するよう指示(平成26年6月13日付)。アンケート結果を利便性やサービス向上に活用する。	平成27年4月末	アンケート結果については、3月に開催した自治会長会にて報告し、各集会所に結果を貼り出し住民へ周知した。	改善取組中
					H27年度	要	プライバシーの面でアンケートに回答しづらい等の意見もあり、入居者が安心してアンケートに回答出来るように、鍵付の回収ボックスを設置する等工夫する。 また、要望等に関しても高齢者の方でも回答しやすいように、(例えばはいくつかの項目の中から複数選ぶようにする等) アンケート回答(要望)のしかたを工夫し、回収率アップと、サービス向上を図る。	平成28年4月末	—	改善取組中
84	平和交流・男女参画課	222	意見	(那覇女性センター 備品台帳の整備について) 備品台帳は実施そこにある備品が把握できるように整備すべきである。	H26年度	要	実施予定期限内に整備を行う。	平成26年6月	平成26年6月末までに備品台帳整備を行った。	改善済み
87	平和交流・男女参画課	225	意見	(那覇女性センター 指定管理者制度の導入について) センターの現状と、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを比較検討し、導入するか否かを検討すべきである。	H26年度	要	当センターは、全国的に整備が進められている配膳・給食・給水・給湯・給電等の調査・研究を行うため、指定管理者制度を導入している自治体の調査研究を行う。	平成27年3月	平成27年3月31日。 将来的な女性センターのあり方(配膳・給食・給水・給湯・給電等の調査・研究を行うため、指定管理者制度を導入している自治体の調査研究を行う。	改善済み
89	地域保健課	230	意見	(保健センター、北保健センター 財産管理について) 使用可能なリハビリ設備については、他に診察、寄付するなど、有効活用すべきである。	H26年度	要	リハビリ設備について、保健センターの利用者が使用する備品の管理は徹底し、それ以外の備品は使用不能であるため、廃棄処理を行う。	平成26年度	リハビリ施設について、備品台帳を整備して使用する。備品の管理は徹底し、使用不能である備品について、3月31日に廃棄処理を実施した。	改善済み
92	こどもみらい課	236	意見	(那覇市療育センター 立地状況について) 他の施設との合築等の工夫により、建設費を抑える機会が見込めるならば、耐用年数に満たないことなど、集積に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。	H26年度	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成30年度	改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報との連携を行うが、まだまとまらなかったため、継続とする。	改善取組中
					H27年度	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成30年度	—	改善取組中
93	こどもみらい課	237	意見	(那覇市療育センター 指定管理者の導入可能性について) 施設と同等以上のサービスの質・量・バラエティを確保できる事業者が認められる場合、指定管理者制度へ移行することを検討すべきではないと考える。	H26年度	要	改めて業務を構築し、指定管理者のメリット、デメリットの検証を行い、県内の状況も調査し指定管理者制度への移行の可否を検討する。	平成27年度	療育センターは、改築計画の策定に際して、関係機関・事業者との連携調整、他の行政機関との連携、必要となる修繕費の負担等について、那覇市会合として必要な経費の算定・算出が求められていることと、この点に際して指定管理者制度にはなじまないといふ考えがある。 また、必要な施設の策定のためには、各種専門職員による通所支援事業、施設支援事業、さまざまなニーズの児童への対応等の実践を通して検討していくことが重要であり、直営による事業実施も必要である。 よって指定管理者制度への移行は必要ないものとする。ただし、今後の状況に応じた事業実施や内容の見直しを随時行うものとする。	改善済み

ID	所管部署	票番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 （千歳市の状況について）	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
94	こどもみらい課	240	意見	(那覇市保育所) 保育所施設の状況について 市は、少なくとも現行施設に照らした而実態調査を行い、リストラの促進を把握すべきである。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設において安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を鑑みつつ、部としての対応位置を整えること。また、部としての子供たちの生活環境の向上を図るため、部としての子供たちの生活環境の向上を図るための対応措置を行う。	平成27年度	大宮保育所、松川保育所を優先して耐震改修工事の予算要求をしたが平成27年度に予算化出来なかった。	改善取組中
95	こどもみらい課	243	意見	(那覇市保育所) 事業の評価について 拠点(保育所)は、民間事業者への優待性を保ち差別化を図って、市民化により得られたはずの財政上のメリットを上回る評価を得るよう、事業の実績を示すことが望まれる。	H26年度	要	これまで公立保育所で、新たな保育・子育ての課題に先駆けて取り組む(備がい児保育、一時保育、4時間延長保育等)、その成果を市民域へ広げてきた。今後も先進的な取り組みに加え、地域の民間保育園への支援(指導監督を通して運営支援、保育技術に関する交流)を行っている。その実績・成果について随時・記載し、公表していく。	平成28年度末 平成29年度末	拠点保育所における民間保育園との連携については、平成29年度には、近隣保育園と対象とした研修会の開催、部外保育園施設指導監督、ブックスタート事業での支援、新規の開校の取り組みとして認可外保育園施設整備補助金交付事業の実施などを行った。実績については1年分を取りまとめ、翌年度においてホームページ上より等をとおして公表していくこととする。	改善済み
111	文化振興課	267	意見	(那覇市民会館) 利用者数について 入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言い難い。平日の昼間の利用に関しては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組を行ってもよからう。	H26年度	要	入場者数の把握は、係員主催者からの申告によるものであり、主観者の協力がない限り正確性の向上を図ることが難しい。 平日の昼間の稼働率の低下に向けて、広報活動等の強化に取り組む。	平成27年3月	現在では、係員主催者からの申告により入場者数の把握ができていない。 平日の稼働率の低下に対して、自主公演事業の開催に取り組み、また公共施設予約システムで事前に予約希望者が確認できるような仕組み更新することや、利用促進に今後とも取り組む。	改善済み
112	文化振興課	269	意見	(那覇市民会館) 収容力の状況について 多額の費用を支払ったにもかかわらず、現状の利用者は少額にとどまり、今後の収容力向上に向けた検討が必要となる。また、経費削減の可能性や収益性についても、十分な検証が行われるべきであらう。	H26年度	要	市民の豊かで文化的な生活を支える重要な施設として考えている。今後は、施設の安全性も考慮しながら、自主事業や貸出事業をおいて施設の必要性能に合わせた管理運営を目指す。また、現在計画中の新たな文化芸術推進施設建設に向けては、維持管理コストの低減について十分に検討する。	平成30年度	市民会館は建物や機材の老朽化により、利用者への制限を受ける可能性がある。現在でも多くの市民が利用できる。またこれまでも増え続けている。市民文化の発展のためにも必要な設備を整えていく必要がある。またこれまでも増え続けている。市民文化の発展のためにも必要な設備を整えていく必要がある。またこれまでも増え続けている。市民文化の発展のためにも必要な設備を整えていく必要がある。	改善取組中
113	文化振興課	270	意見	(那覇市民会館) 人件費について 業務の効率化による人件費削減を目指すべきである。	H26年度	要	新たな文化芸術推進施設建設の建設計画に基づき、同施設の管理運営体制については、指定管理者制度の導入も含めて検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入については検討中。詳細なスケジュール及び運用方針についての検討事項、整理を整理した。	改善取組中
114	文化振興課	273	意見	(那覇市パレット) 市民劇場 利用率について 平日の昼間などにおいては、空室が多いため、空き部屋を活用し、収益性を高めるべきである。	H26年度	要	業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術推進施設建設後の指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	平成30年度	—	改善取組中
118	文化振興課	280	意見	(那覇市民センター) 高層ビルテナント(非営利) 常設展示スペースと非営利の負担を比べ、低廉な負担とするために、施設の移転を検討すべきであらう。	H26年度	要	新たな文化芸術推進施設に市民センターの一の役割が可能であるが、移転の可能性も含めて検討する。	平成30年度	平成28年度から指定管理による業務委託を開始している。指定管理者に平日の稼働率を上げるためのPR活動などを進めるよう指示し、またSNSを活用した広報活動に今後とも取り組む。	改善取組中
119	文化振興課	281	意見	(那覇市民センター) 高層ビルテナント(非営利) 常設展示スペースと非営利の負担を比べ、低廉な負担とするために、施設の移転を検討すべきであらう。	H27年度	要	他の市の施設への移転に向け関係部署との調整を図る。	平成30年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
119	商工農水課	284	意見	(泊船揚場施設、豊川漁港代船揚場施設 管理状況について) 自費しつつ活動の少ない「名ばかり」の組合員はいないものと理解しているが、正式漁連の開港の際には、既に参画ある世帯者が低年齢に見舞われることのないよう、利用料免除の取組を、水産業の振興に努めていただきたい。	H26年度	要	減価申請の際は、漁船に對して運送に漁船及び組合員を把握するよう指導する。豊川漁港代船揚場は、既存の豊川漁港が一般国道329号線改良工事に伴い移転となったため、新たに漁港が整備されるまでの間の代船施設となっている。漁港へ行くには明治橋下を通り通しなければならない。多くは小型船となっている。新たな漁船整備後は漁船の大型化が見込まれ、漁獲量の増加により水産業の振興に寄与することが期待できる。	平成27年3月31日	利用料免除申請手続きに際し、漁船には現況に沿った適正な申請を行うよう指導した。(平成27年1月)また、免除申請の審査時には、申請名簿を前回の名簿と比較し誤差がある場合は漁協に確認を行い適正な事務執行に努めた。	改善済み
120	なはまちな環境課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設の老朽化について) 老朽等による人身事故がおきないよう、専門家にによる検査を受け、早急に、改修等の対策をとり当分の間の安全性を確保すべきである。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を要し、部としての優先順位を上げながら現状の老朽化の現状を把握し、修繕箇所について優先度をつけて修繕を実施すると共に、建替えも視野に入れたら、安全性の確保に向け早急に取り組む。	平成27年3月31日	平成26年度9月議会で予算措置し、通廊部、吹き抜け、階段部分に落下防止ネットを設置した。	改善済み
121	なはまちな環境課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 使用料・電気水道料金の滞納について) 未収金が滞納化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行ない、他の使用者との公平性の点から、遅延の効率的な運用の点から未入金増加の点から速時、厳格に対処すべきである。	H26年度	要	徴収方法見直しや徴収関連要領の整備改善、使用料及び電気料管理システム導入等の新策導入等により、滞納強化に取り組む。	平成27年3月31日	徴収業務をグループ員で分担し、徴収強化に取り組んだ。 滞納整理要領の見直しを実施した。 新たな管理システムを導入し、効率的な情報収集等が可能になった。	改善済み
122	なはまちな環境課	291	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設利用状況について) 空小間があるのは何故か野集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。	H26年度	要	利用状況、他自治体の取組及びアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ小間利用に際する要領を整備する。	平成27年3月31日	アンケート調査に替えて、各市場の代表者との定期的なミーティングを実施し、集約等を実施した。 販売品目の見直し等の公設市場管理に関する要領の見直しを実施した。	改善済み
123	なはまちな環境課	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかと考える。	H26年度 H27年度	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。	平成28年3月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	改善取組中
124	なはまちな環境課	297	意見	(なはま商人塾、施設の利用状況について) なはま商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に際する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。	H26年度 H27年度	要	商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
125	なはまちな環境課	298	意見	(なはま商人塾、指定管理者制度の導入について) なはま商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。	H26年度 H27年度	要	商人塾の有効活用について、事業再検討をするとの供に、指定管理者制度の導入についても検討する。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
						要	商人塾のあり方について検討を進め、指定管理者導入の可否について検討を行う。	平成28年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成25年度)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
126	なほまちな か垣興隆	299	意見	(にぎわい広場の利用状況について) イベント広場は、居座館前広場の利用、一時的な駐車場としての利用が多く、中心商店街の活性化目的を達成するための利用になつていない。また、木造建物のパデックの様に増設された鉄骨造りのパデックは全体のランスを占め、美観的にも悪く、利用者が少ない中、パデックの増設が必要であったか疑問である。	H26年度	要	にぎわい広場（イベント広場、コミュニティアルーム、駐輪場）の活用を促進し、中心商店街の活性化させるため、案内チラシ作成及びパデックの全ての機能（新聞、ラジオ、IP）を通じた周知に取組む。 パデックについては、平成23年度に久保田町が仮設としてきたことに伴い、従来のおりの利用（来街者が仮設）ができなくなることを防ぐために増設した主に従来のパデックでは対応できないような、ある程度高層が体積を取っているというように、増設が必要であると認識している。	平成27年3月31日	那覇市HP等での広報周知に取組んだ。 また、「中心商店街にぎわい広場」におけるイベント広場及び駐輪場の利用許可基準（H26.2.13策定）の活性化に資する利用となつている。	改善済み
127	なほまちな か垣興隆	299	意見	(にぎわい広場 指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野であり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	H26年度	要	にぎわい広場の今後の利用について、イベントなど目的から、近接する第一牧野公園市場の立地に伴う仮設市場や工事費削減を場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするに伴い指定管理者制度導入の検討をする。	平成28年3月31日	老朽化した第一牧野公園市場の立地候補地となつており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善要組中
128	生涯学習課	303	意見	(那覇市立公民館 施設の状態について) 中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となつており、改修、運営、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ新しい財政状況を踏まえ、部としての優先順位をつける必要があり、施設の維持管理に要する経費を毎年予算上において、修繕費を確保している。 今後、他の公共施設の整備状況の情報を収集しつつ、平成30年度までの概算5年間で方針を決定できるように検討を進める。	平成28年3月31日	中央公民館、図書館は、建物管理者が劣化等の劣化箇所が少なく、目録で安全確保を図っている。平成26年度は、雨漏り修繕などを行なった。他の公共施設整備計画を踏まえながら経費と情報収集等を行う。	改善要組中
129	生涯学習課	305	意見	(那覇市立公民館 利用状況について) 公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している和泉の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためにどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。	H27年度	要	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対応する。中央公民館の建築等の技術的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況を見ながら判断する。	平成30年度	若狭公民館と那覇市立公民館の管理運営について、他市のアンケート調査も参考に指定管理者制度を導入することになった。公民館によるプロポーザル方式で指定管理者を選定し、平成27年4月1日から指定管理者制度を実施。	改善要組中
					H27年度	要	指定管理者制度を導入した若狭公民館と那覇市立公民館について、利用者のアンケートやモニタリングを活用し、教育的機能を高める管理運営になっているか検証する。	平成30年度	—	改善要組中

(平成25年度)					外部監査改善措置票			処理区分		
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
130	生涯学習課	306	意見	(那覇市立公民館 指定管理者制度導入について) 指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。	H26年度	要	若狭公民館及び那覇多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度	平成27年度から若狭公民館と那覇多川公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度に移行すると直度よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。	改善取組中
131	生涯学習課	307	意見	(那覇市立図書館 施設の状態について) 公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物内には、重要な文献等も存在することから、重要文献の保管管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけたが順次対応する。	—	建物管理者による目視による点検を継続して行う。建築基準法上の定期点検は、全庁的に建築指導課が取りまとめて行うこととなる。	改善済み
133	生涯学習課	310	意見	(那覇市立図書館 指定管理者制度導入について) 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。	H26年度	要	那覇市生涯学習推進計画において、「2017（平成29）年1月から那覇多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。	平成27年度	平成27年度に検討する方向性を確認した。	改善取組中
			意見		H27年度	要	那覇多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会で行った。	平成27年度	—	改善取組中
135	環境保全課	317	意見	(那覇市緑名霊園、那覇市緑名霊園付属納骨堂 指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。	H26年度	要	当課は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁斎會安葬所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理推進の仮安葬庫の管理についても修費の経費が出ている。それら霊園内の各施設が修繕され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。なお、各施設の修繕の時期、老朽化した築物等の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に検討したい。	平成30年度末	那覇市緑名霊園の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについては公園管理課と協議した。区画整理推進の仮安葬庫には改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目的が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。	改善取組中
					H27年度	要	公園管理課から那覇市霊園内多目的広場、園内通路、及び緑地の修繕を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度末	—	改善取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成25年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
136	公園管理課	331	意見	(那覇市公園について) 公園については、設置費用と維持管理費用がどの程度 市民の福祉向上に貢献しているのかについて市民に 説明する必要がある。	H26年度	要	公園が公共の福祉にどのような形で貢献しているか については、テニス利用者などの施設利用者数や公園 の効果等をホームページ等で公表していく。	平成27年3月31日	公園は子供からお年寄りまで幅広く多くの方々へ、ス ポーツや自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人 間形成に寄与し、コミュニティ活動の場として機能 しており、また、災害時の被害の緩和や避難場所 としての機能、生物の生息空間など多くの機能を有す とともに、市内におけるヒートアイランド現象の緩和 も担っています。 公園施設の利用状況については、テニスコートの年 間利用者数は平成26年度で約14万人、年間平均稼働率 は約31%、多目的広場の年間利用者数は約6万人で稼 働率は約20%となっています。また、土日における稼 働率はテニスコートで約80%、多目的広場では約60% と高い割合で市民に活用されています。また、グラン ドゴルフにおいては、プレー可能な14公園で年間利用 者数が約8万人おり、スポーツレクリエーションの場と して広く市民に活用されており、また、 なお、H25年度、H26年度の有料公園施設（テニス コート、多目的広場）の利用者数を公園管理課HP上で 公表しています。	改善済み
137	公園管理課	331	意見	(那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者制度導入を図るとか、ある いは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自 治体の事例も参考にしながら、指定管理者制度導入の 可否を検討する必要がある。	H26年度	要	公園の指定管理者制度の導入については、他自治体 の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をま とめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園連棟施設にお いては、既存施設である福州園を含めた指定管理につ いて、平成27年度末の新規導入を図る。	平成28年3月31日	他自治体の公園管理については公園を一括して指定管 理制度を導入している事例もあります。 本市の指定管理の導入については、同様な指定管理 制度が可能かどうかも含めて、他自治体の事例調査を 行なった。 なお、現在は福州園及び松山公園駐車場、松山公園 連棟施設を一体的に管理するための指定管理承継に向 けた募集を開始し、平成28年4月1日のスタートを予定 しています。	改善取組中
					H27年度	要	指定管理制度を導入について、調査結果をもとに考え 方をまとめていく。	平成28年3月31日	—	改善取組中
139	上下水道局	340	意見	(水道施設、下水道施設 地方公営企業会計制度の改 正について) 会計基準の見直しは、原則として、平成26年度の事 業年度（千原）から適用されることとなっており、那 覇市においても対応に向けて作業が行われているが、こ れらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開 示が必要である。	H26年度	要	平成26年度の予算及び決算から適用される会計基準 の見直しによって、従来、資本に計上されていた企業 債や補助金などが、新たな会計基準では負債に計上さ れることとなります。 会計基準が大きく変わったことにより、地方公営企 業の経営実態は変わりませんが、企業の成績表である 財務諸表の表示が、従来の会計基準のものと大きく変 わります。 会計基準の見直しによる影響等について、ホーム ページや広報誌を活用し、市民への情報開示に努めま す。	平成26年度中	平成27年3月に会計基準の見直しに関する資料を作成 しホームページに掲載した。	改善済み